

パブリックコメント
令和5年12月20日～令和6年1月19日

第4次光市障害者福祉基本計画（案）

令和5年12月

光市

問合せ等
光市福祉保健部福祉総務課
担当：岡村、横道、田原
0833-74-3001

目 次

第1章 計画策定に当たって	1
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の基本理念	3
第3節 計画の位置付け	3
第4節 計画の期間	5
第5節 計画の策定体制	6
第2章 障害者の現状とアンケート調査の結果	7
第1節 障害者の状況	
1 障害者手帳所持者数の推移	8
2 身体障害児・者の状況	9
3 知的障害児・者の状況	12
4 精神障害者の状況	14
5 発達障害者の状況	17
6 障害支援区分の認定状況（令和5年4月現在）	18
第2節 アンケート調査の結果	
1 アンケート調査の概要	20
2 アンケート調査結果の要点	21
第3章 計画の基本的考え方と分野別施策	35
第1節 障害者福祉基本計画とは	36
第2節 計画の基本目標及び基本的視点	
1 計画推進の基本目標	37
2 施策推進の基本的視点	38
施策の体系	40

第3節 分野別施策	
1 理解促進	42
2 生活支援	48
3 生活環境	57
4 雇用・就労	62
5 教育・文化	66
第4章 計画の推進と進行管理	71
第1節 計画の推進体制	72
第2節 広報・啓発活動の推進	72
第3節 計画の進行管理	73

第1章 計画策定に当たって

第1節 計画策定の趣旨

第2節 計画の基本理念

第3節 計画の位置付け

第4節 計画の期間

第5節 計画の策定体制

第1節 計画策定の趣旨

平成18年(2006年)12月に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」では、障害のある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害のある人の権利の実現のための措置等について定めています。我が国ではこの条約を締結するため、平成24年に障害者総合支援法、平成25年に障害者差別解消法の制定など法整備を進め、障害のある人が社会に参加することや、障害を理由とするあらゆる差別を解消するための取組を加速化し、平成26年1月に条約の締結国となり、現在は、国際基準において障害のある人の権利の実現や権利を守る取組が進められています。

また、障害者基本法では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会(以下「共生社会」という。)の実現に向け、障害のある人の自立及び社会参加の支援等の施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、市(地域)における障害者の状況等を踏まえ、障害のある人のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならないとされています。

このため、本市では令和3年3月に障害者基本法に基づく第3次障害者福祉基本計画を改定し、共生社会の実現に向け、「やさしさと笑顔で共に支え合う 心ゆたかなまちづくり～共生社会の実現にむけて～」を基本理念に、障害のある人と障害のない人がお互いを理解し合うための施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

また、この3年間において、令和3年には「障害者差別解消法」の改正、令和4年には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、山口県においても「障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例」が施行されるなど、共生社会の実現に向けて体制整備が進められています。

こうした中、第3次障害者福祉基本計画の計画期間が終了することから、改めて本市における障害のある人の心身の状況、その置かれている環境、近年の状況の変化、その他の事情を正確に把握・分析・整理した上で、これらの事情を勘案するとともに、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めるため、SDGsの精神を踏まえ、次期計画となる「第4次光市障害者福祉基本計画」を策定するものです。

第2節 計画の基本理念

本市では、第3次光市総合計画のもと、20年後の本市の目指す将来像である「ゆたかな社会」の実現のため、さまざまな分野において施策を推進しています。

障害福祉施策においては、光市総合計画のほか、障害者基本法等の関係法令を踏まえて策定した「第3次光市障害者福祉基本計画及び第6期光市障害福祉計画」に基づき、障害者福祉に関する施策を、総合的かつ計画的に推進する体制を構築しています。

こうしたことから、「第4次光市障害者福祉基本計画」の策定に当たっては、障害者基本法の基本理念である「共生社会の実現」を通じて、本市の目指す将来像「ゆたかな社会」の具現化を目指すため、引き続き「やさしさと笑顔で共に支え合う 心ゆたかなまちづくり～共生社会の実現にむけて～」の基本理念により、取組を進めていきます。「第7期光市障害福祉計画」についても基本理念や考え方を共有することで、総合的かつ計画的に取組を推進します。

基本理念

やさしさと笑顔で共に支え合う 心ゆたかなまちづくり

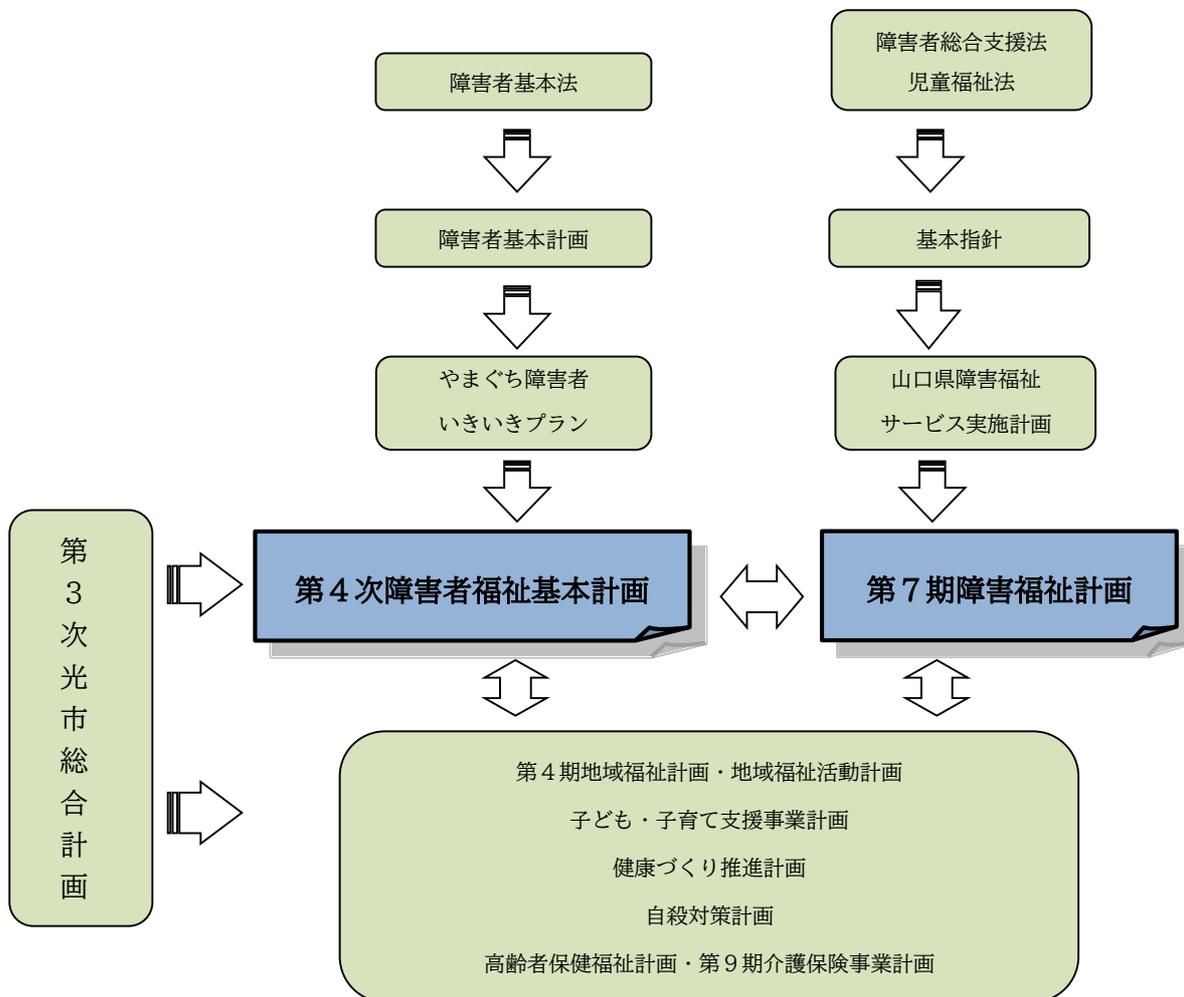
～共生社会の実現にむけて～

第3節 計画の位置付け

本計画は障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、障害者等の施策に関する基本的な事項について定めるものです。

また、国の「障害者基本計画」や山口県の「やまぐち障害者いきいきプラン」を踏まえ、「第3次光市総合計画」はもとより、「第4期光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画」をはじめとした、本市のその他の計画との調和を図りながら推進します。

(計画の相関図)



【光市障害福祉計画との関係】

「光市障害福祉計画」は障害者総合支援法第88条第1項に規定された「障害福祉計画」と児童福祉法第33条の20に規定された「障害児福祉計画」を一体的に策定した計画で、本計画の障害福祉サービスに関する実施計画としての性格を有し、サービス必要量の見込みや地域生活移行、就労支援についての数値目標を設定し、その目標達成に向けた取り組みを示す計画です。

第4節 計画の期間

「第4次光市障害者福祉基本計画」は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

◎各種計画の期間	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
光市総合計画	→			3次			→		
光市地域福祉計画	→			4期			→		
(国)障害者基本計画	→			5次			→		
やまぐち障害者いきいきプラン	→						→					
山口県障害福祉サービス実施計画	5期		6期		7期		8期		→	→	→	→
光市障害者福祉基本計画	→			3次			4次			→		
光市障害福祉計画	5期		6期		7期		8期		→	→	→	→

第5節 計画の策定体制

<市民意見の聴取>

本計画を策定するに当たり、障害のある人の実態、サービス利用意向等についてのニーズを把握するとともに、障害のない人の意識の把握を行うため、福祉に関するアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）を実施しました。

また、光市地域自立支援協議会において意見交換を重ね、パブリックコメントの実施を経て、策定しました。

<県や周南圏域との連携>

第4次光市障害者福祉基本計画については、国の「第5次障害者基本計画」や県の「やまぐち障害者いきいきプラン」の基本方針を踏まえ、「第3次光市総合計画」の実現に向けた実施計画として策定しました。

第7期光市障害福祉計画については、山口県との連携のもと、周南圏域（光市、下松市、周南市）での調整を図りながら策定しました。

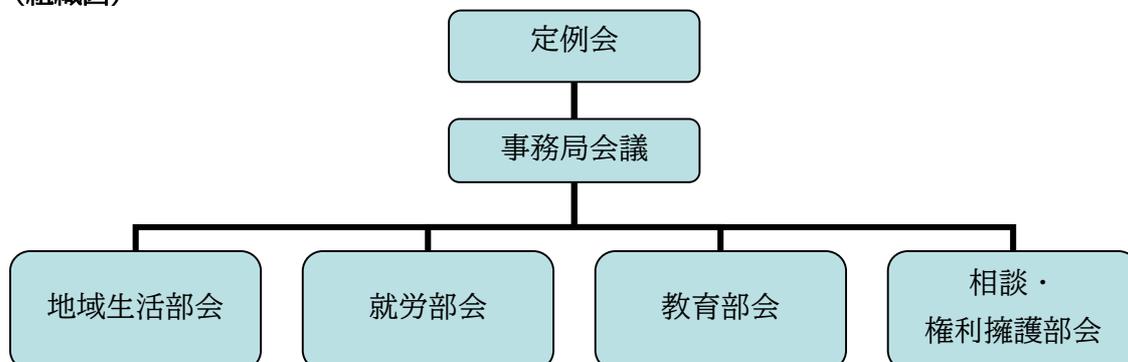
光市地域自立支援協議会

障害者総合支援法（抜粋）

（協議会の設置）

第89条の3 地方公共団体は、単独又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くよう努めなければならない。

（組織図）



第2章 障害者の現状とアンケート調査の結果

第1節 障害者の状況

第2節 アンケート調査の結果

第1節 障害者の状況

1 障害者手帳所持者数の推移

本市における令和5年4月1日現在の人口は49,233人となっています。一方、障害者手帳所持者数は、令和5年4月1日現在2,663人で、総人口に占める割合は、5.41%となっています。

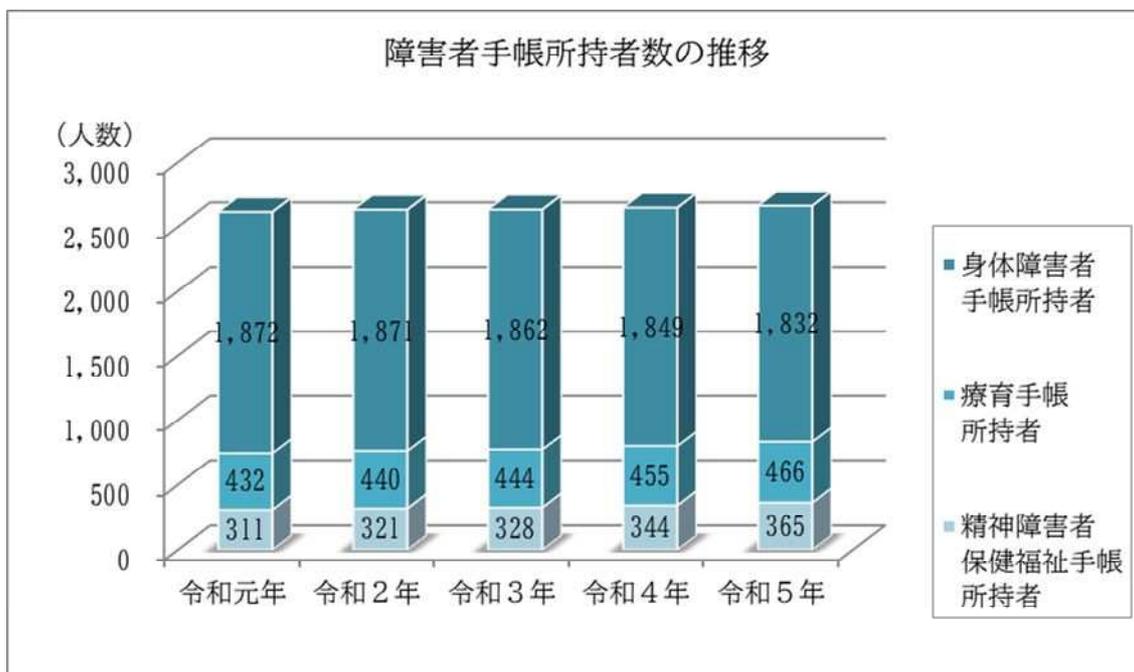
最近5年間の動向を見ると、総人口は3.6%減少しているのに対し、障害者手帳所持者数は微増傾向にあり、総人口に占める障害者手帳所持者の割合は増加傾向にあります。

■障害者手帳所持者数の推移

(単位：人、%)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口 (a)	51,081	50,671	50,235	49,701	49,233
身体障害者手帳所持者	1,872	1,871	1,862	1,849	1,832
療育手帳所持者	432	440	444	455	466
精神障害者保健福祉手帳所持者	311	321	328	344	365
障害者手帳所持者 (b)	2,632	2,632	2,634	2,648	2,663
対人口 (b/a)	5.19	5.19	5.24	5.33	5.41

注) 各年4月1日現在



2 身体障害児・者の状況

(1) 年齢階層別の推移

身体障害者手帳所持者数は、令和5年4月1日現在で、1,832人となっています。年齢構成別に見ると、18歳未満のいわゆる障害児は20人(1.1%)、18～64歳は376人(20.5%)、65歳以上は1,436人(78.4%)で、65歳以上の高齢者が7割以上を占めています。

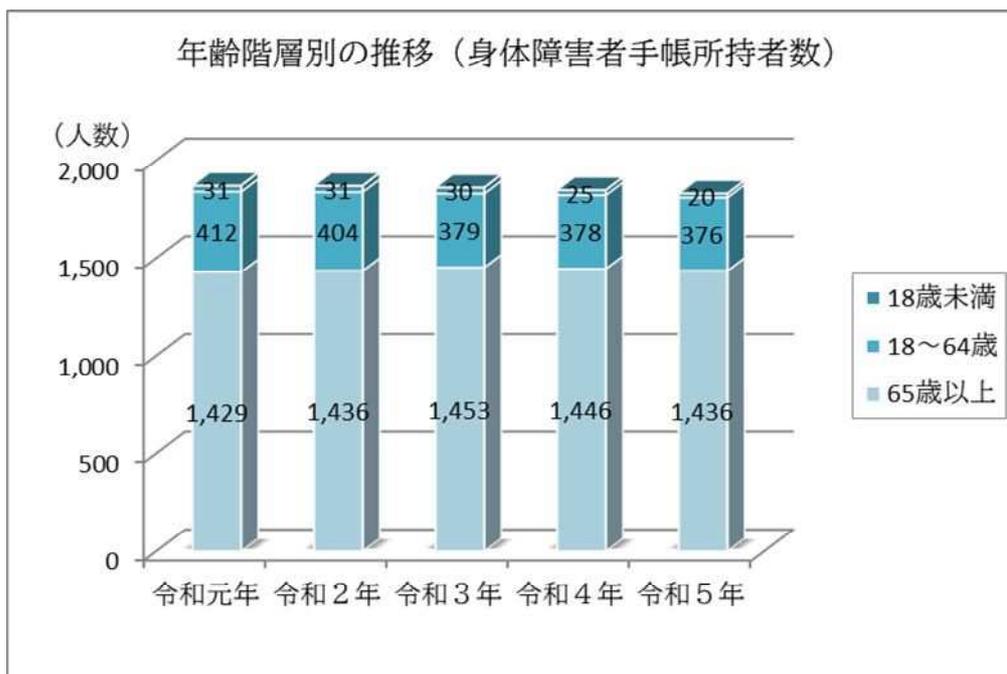
また、最近5年間の動向を見ると、総人口に比例し身体障害者数も減少していますが、65歳以上の高齢者が占める割合は増加しており、身体障害者の高齢化がうかがえます。この傾向は、今後も続くものと予測されます。

■年齢階層別の推移（身体障害者所持者数）

(単位：人)

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	構成比(%)
18歳未満	31	31	30	25	20	1.1
18～64歳	412	404	379	378	376	20.5
65歳以上	1,429	1,436	1,453	1,446	1,436	78.4
合 計	1,872	1,871	1,862	1,849	1,832	100.0

注) 各年4月1日現在



(2) 等級別の推移

障害の等級別に見ると、令和5年4月1日現在で、1級554人(30.3%)、2級216人(11.8%)、3級341人(18.6%)、4級468人(25.5%)、5級139人(7.6%)、6級114人(6.2%)となっています。

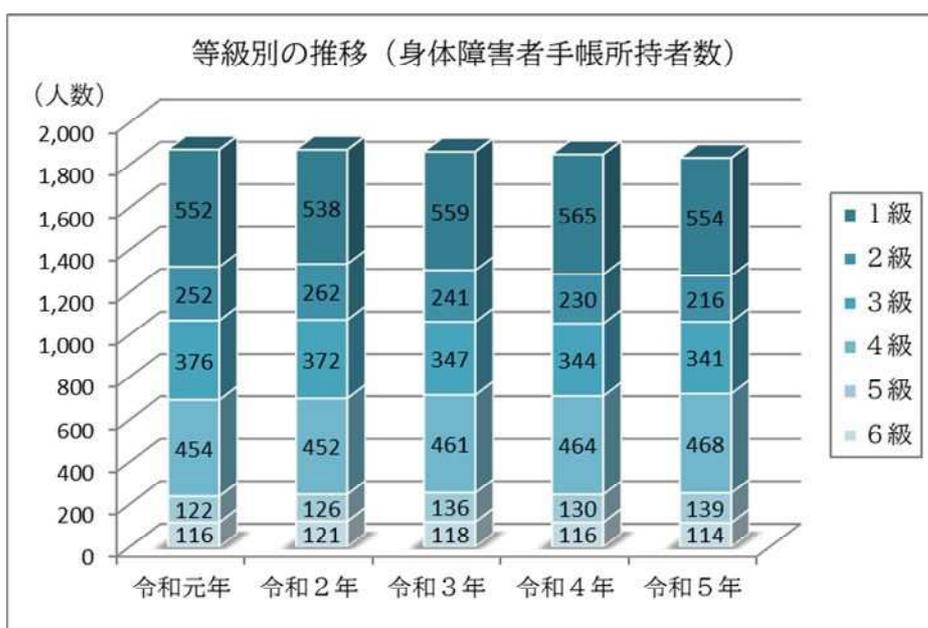
また、最近5年の動向を見ると、若干の増減はありますが、1級は横ばいで推移、2級と3級は緩やかな減少傾向で推移していることから、1級から3級までの重度の障害者の占める割合は60.6%と高い状況にあるものの、令和元年から2.4%減少しています。

■等級別の推移（身体障害者手帳所持者数）

(単位：人)

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	構成比(%)
1級	552	538	559	565	554	30.3
2級	252	262	241	230	216	11.8
3級	376	372	347	344	341	18.6
4級	454	452	461	464	468	25.5
5級	122	126	136	130	139	7.6
6級	116	121	118	116	114	6.2
合 計	1,872	1,871	1,862	1,849	1,832	100.0
1・2・3級所持者の割合(%)	63.0	62.6	61.6	61.6	60.6	

注) 各年4月1日現在



(3) 障害部位別の推移

障害部位別に見ると、令和5年4月1日現在で、「肢体不自由」が896人（48.9%）と過半数を占めています。以下、「内部障害」673人（36.7%）、「聴覚・平衡機能障害」157人（8.6%）、「視覚障害」85人（4.6%）、「音声・言語機能障害」21人（1.2%）の順になっています。

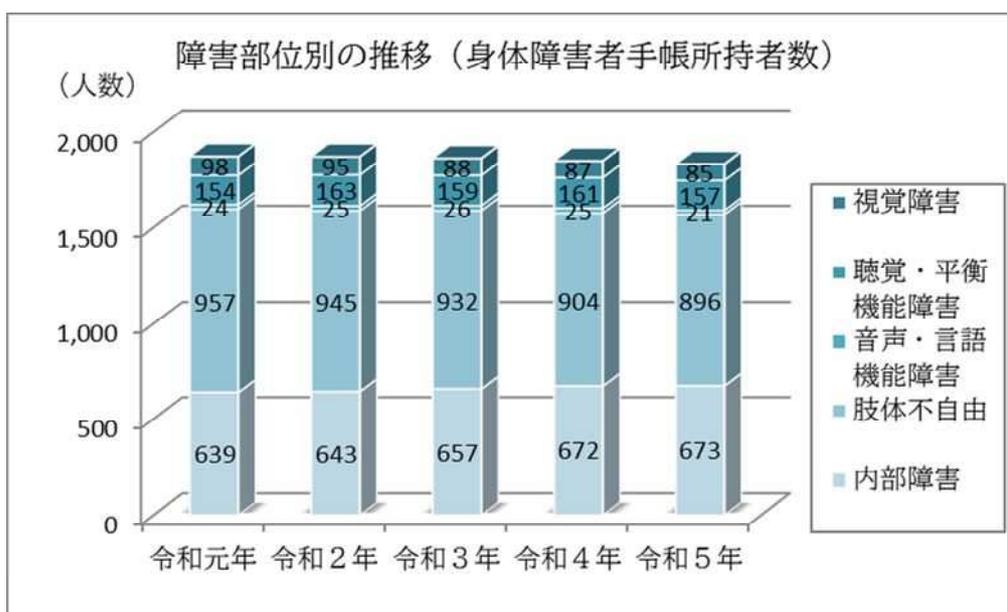
また、最近5年間の動向を見ると、「肢体不自由」は減少傾向、「内部障害」は増加傾向にあります。

■障害部位別の推移（身体障害者手帳所持者数）

（単位：人）

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	構成比(%)
視覚障害	98	95	88	87	85	4.6
聴覚・平衡機能障害	154	163	159	161	157	8.6
音声・言語機能障害	24	25	26	25	21	1.2
肢体不自由	957	945	932	904	896	48.9
内部障害	639	643	657	672	673	36.7
合 計	1,872	1,871	1,862	1,849	1,832	100.0

注) 各年4月1日現在



3 知的障害児・者の状況

(1) 年齢階層別の推移

療育手帳所持者数は、令和5年4月1日現在で、466人となっています。年齢構成別に見ると、18歳未満のいわゆる障害児は95人(20.4%)、18～64歳は325人(69.7%)、65歳以上は46人(9.9%)となっています。

また、最近5年間の動向を見ると、いずれの年齢階層においても増加傾向にあります。

■年齢階層別の推移（療育手帳所持者数）

(単位：人)

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	構成比(%)
18歳未満	85	85	91	97	95	20.4
18～64歳	310	315	311	316	325	69.7
65歳以上	37	40	42	42	46	9.9
合 計	432	440	444	455	466	100.0

注) 各年4月1日現在



(2) 障害程度別の推移

障害程度別に見ると、令和5年4月1日現在で、障害の程度が重度の「A」の所持者は186人（39.9%）、障害の程度が中軽度の「B」の所持者は280人（60.1%）となっています。

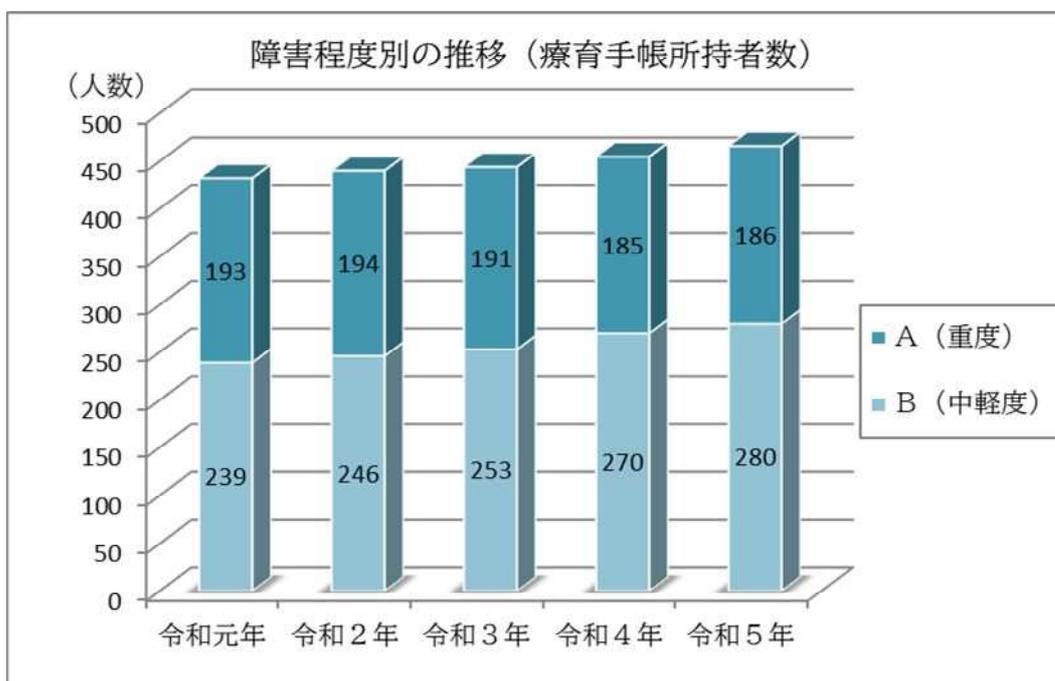
また、最近5年間の動向を見ると、「B」所持者が増加傾向にあることがうかがえます。

■障害程度別の推移（療育手帳所持者数）

(単位：人)

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	構成比(%)
A（重度）	193	194	191	185	186	39.9
B（中軽度）	239	246	253	270	280	60.1
合 計	432	440	444	455	466	100.0

注) 各年4月1日現在



4 精神障害者の状況

(1) 年齢階層別の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5年4月1日現在で、365人となっています。年齢構成別に見ると、18歳未満のいわゆる障害児は18人（4.9%）、18～64歳は280人（76.7%）、65歳以上は67人（18.4%）となっています。

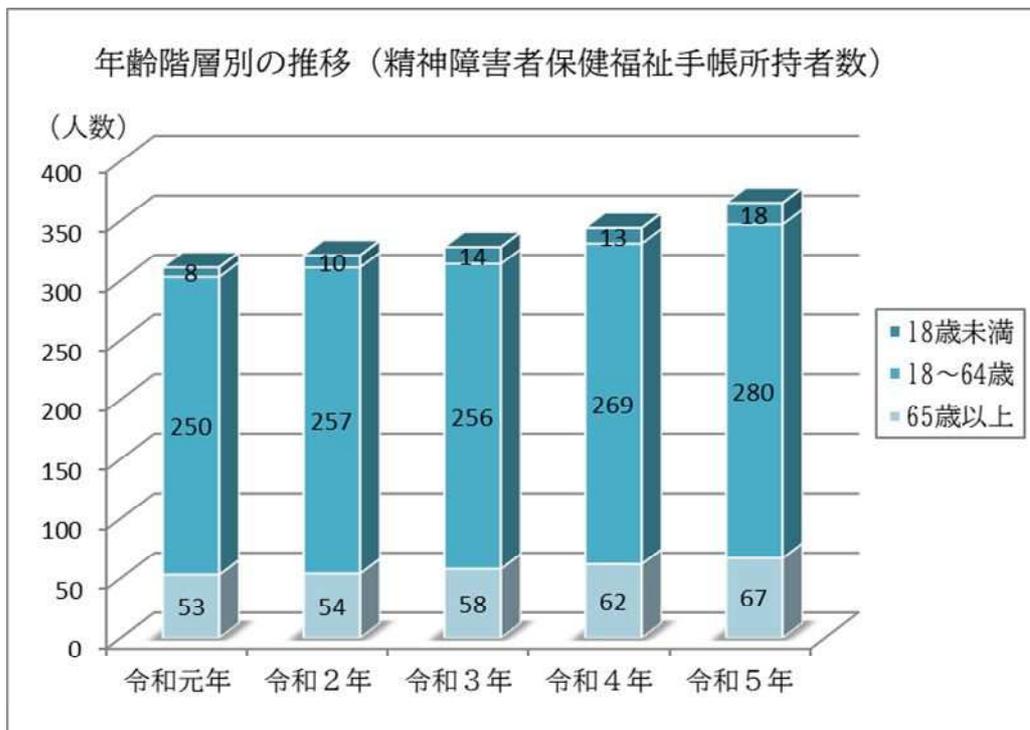
また、最近5年間の動向を見ると、いずれの年齢階層においても増加傾向にあります。

■年齢階層別の推移（精神障害者保健福祉手帳所持者数）

（単位：人）

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	構成比(%)
18歳未満	8	10	14	13	18	4.9
18～64歳	250	257	256	269	280	76.7
65歳以上	53	54	58	62	67	18.4
合 計	311	321	328	344	365	100.0

注）各年4月1日現在



(2) 等級別の推移

障害の等級別に見ると、令和5年4月1日現在で、1級64人(17.6%)、2級175人(47.9%)、3級126人(34.5%)となっており、2級手帳所持者が約半数を占めています。

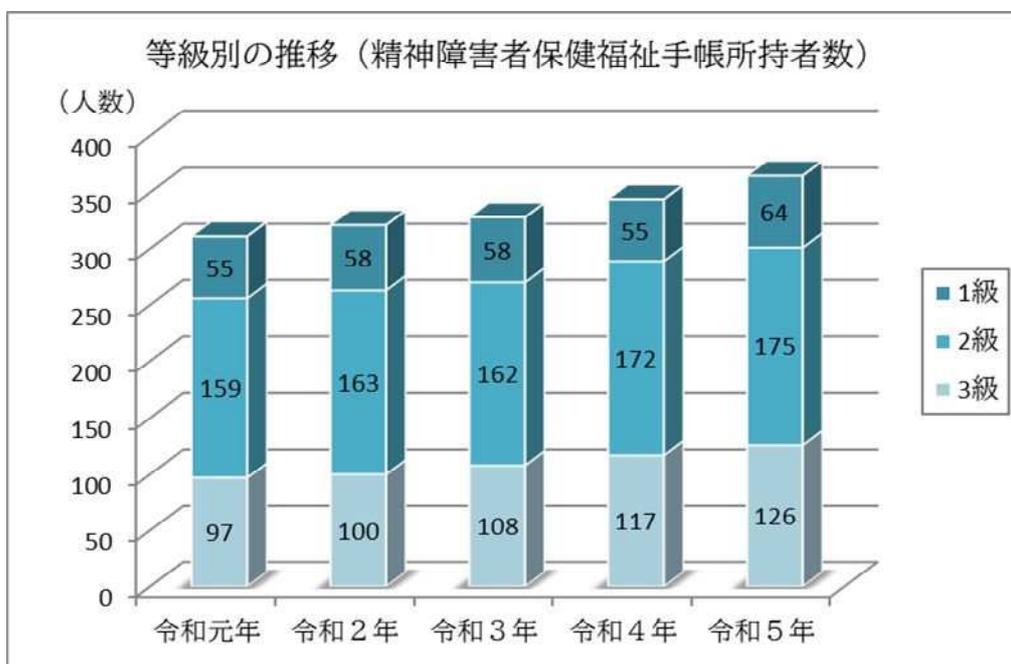
また、最近5年間の動向を見ると、いずれの等級においても増加傾向にあります。

■等級別の推移（精神障害者保健福祉手帳所持者数）

(単位：人)

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	構成比(%)
1級	55	58	58	55	64	17.6
2級	159	163	162	172	175	47.9
3級	97	100	108	117	126	34.5
合 計	311	321	328	344	365	100.0

注) 各年4月1日現在



(3) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、令和5年4月1日現在で、742人となっています。

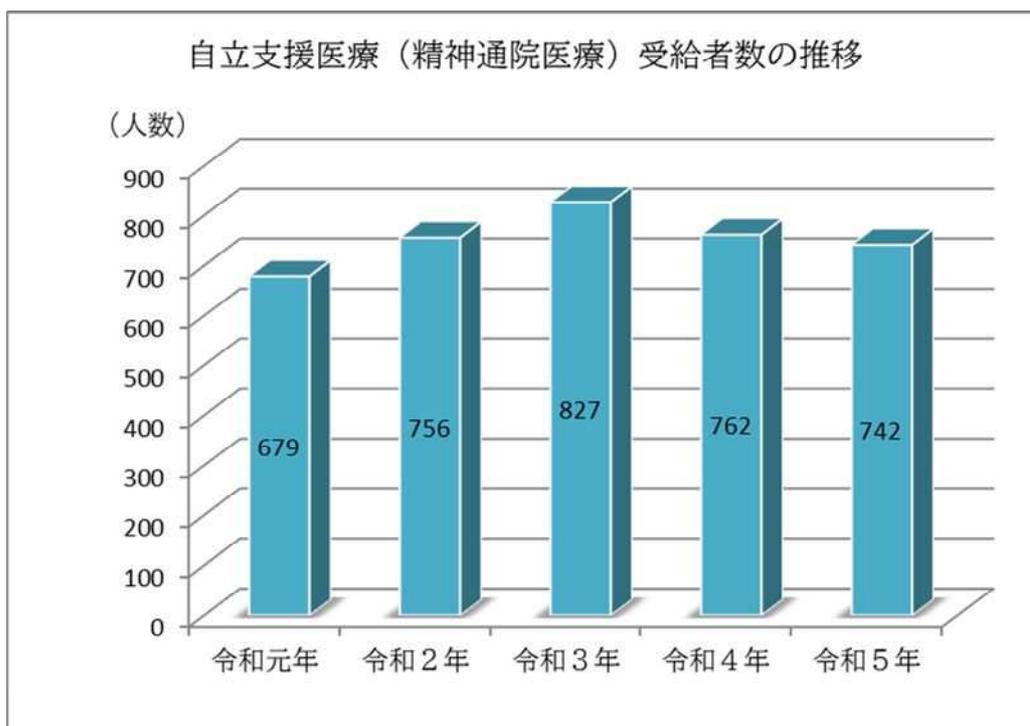
また、最近5年間の動向を見ると、令和3年度に一時的な増加がありました。おおむね同程度で推移しています。

■自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

(単位：人)

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
自立支援医療（精神通院医療） 受給者数	679	756	827	762	742

注) 各年4月1日現在



5 発達障害者の状況

発達障害とは、「自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥性多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」とされています。

発達障害者数については統計的な資料がないため正確な数値は把握できていませんが、文部科学省が令和4年度に実施した全国調査では、「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童数（小・中学校）は、8.8%とされており、平成24年度に実施された前回調査よりも増加しています。

また、独立行政法人国立精神・神経医療センターの平成24年度に実施した調査における一般地域での成人住民での有病率は、3.5%~4.4%とされており、光市人口約49,000人に当てはめると1,715人~2,156人と推計されます。

6 障害支援区分の認定状況（令和5年4月現在）

障害支援区分は、障害のある人等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもので、6段階の区分（区分6が最も支援の必要度が高い）により市が認定します。認定に当たっては、障害のある人の心身の状態等について、調査を実施した80項目と主治医等の意見書をもとに一次判定を行い、特記事項と合わせて、障害者自立支援審査会において審査判定を行います。

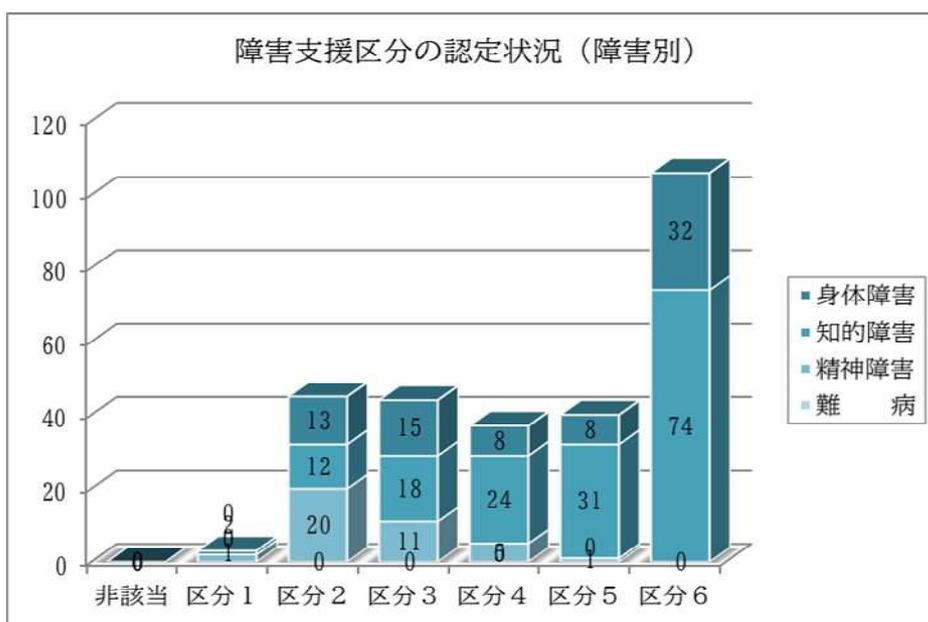
（1）障害別

障害支援区分の認定状況を障害別に見ると、身体障害では、区分6が32人と最も多く、続いて、区分3、区分2と続いています。知的障害では区分6が74人と最も多く、以下、区分5、区分4と続いています。精神障害では区分2が20人と最も多く、続いて区分3、区分4となっています。なお、現時点では、難病のみを理由とした申請はありません。

（単位：人）

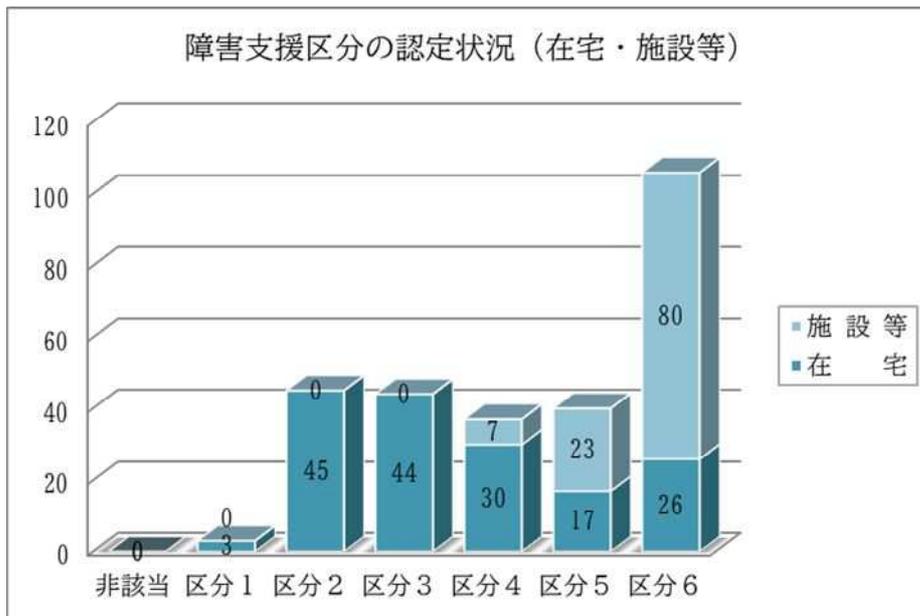
	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障害	0	1	13	15	8	8	32	77
知的障害	0	0	12	18	24	31	74	159
精神障害	0	2	20	11	5	1	0	39
難病	0	0	0	0	0	0	0	0
全体	0	3	45	44	37	40	106	275

※重複障害の場合は、主な障害に計上している。



(2) 在宅・施設等別

障害支援区分の認定状況を在宅・施設等に分けて見ると、在宅では、区分2が45人と最も多く、以下、区分3が44人、区分4が30人となっています。施設等では、区分6が80人、区分5が23人となっており、施設等利用者のおおよそ9割を占めています。



第2節 アンケート調査の結果

1 アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

第4次光市障害者福祉基本計画及び第7期光市障害福祉計画の策定に当たり、障害のある人の実態、サービスの利用意向等についてのニーズを把握するとともに、障害のない人へ意識調査を行いました。

(2) 調査対象

ア 障害のある人

障害者手帳、自立支援医療（精神通院）、特定医療費（指定難病）の認定又は交付を受けている人及び障害福祉サービスの利用実績がある人の中から500人を無作為抽出

イ 障害のない人

光市に住民登録のある18歳以上の人の中から、上記の対象者を除き1,000人を無作為抽出

(3) 調査期間

令和5年9月6日（水）～25日（月）（20日間）

(4) 調査方法

郵送による配布・回収

(5) 回収状況

	配布数A	回収数B	回収率B/A
障害のある人	500	240	48.0%
障害のない人	1,000	437	43.7%

■集計上の留意点

(1) 回答率（割合（%））は、小数点第2位を四捨五入して、小数点第1位までを表記しました。このため、合計が100にならない場合があります。

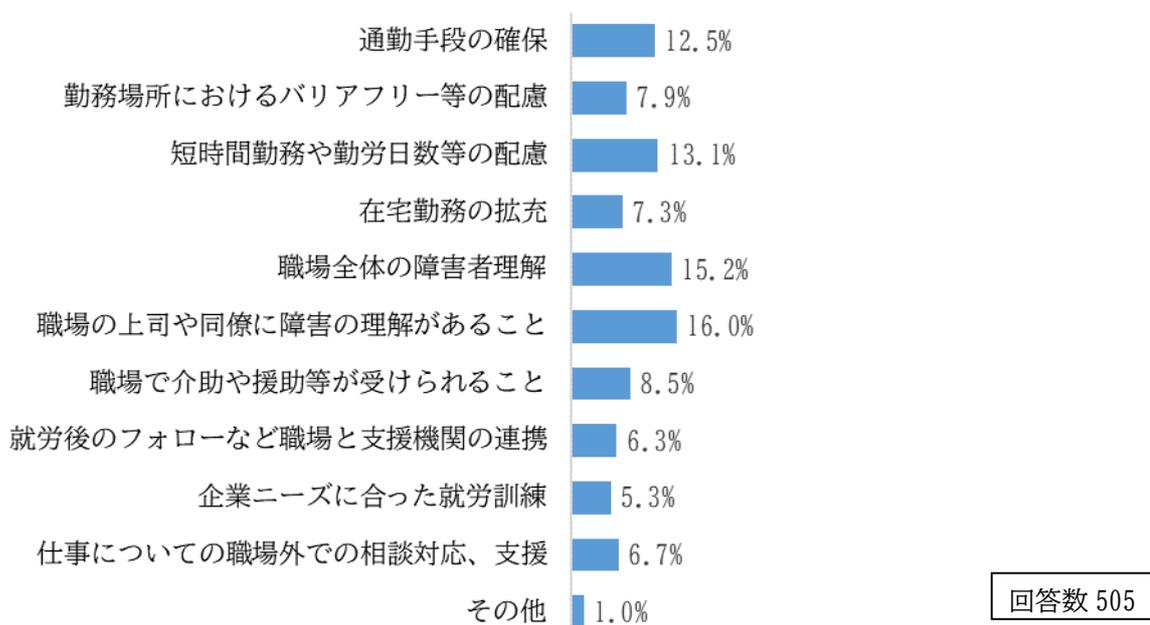
(2) 各設問の「無回答」は集計していませんので、回答者の総数は設問ごとに異なります。

2 アンケート調査結果の要点

(1) 障害のある人向け調査結果

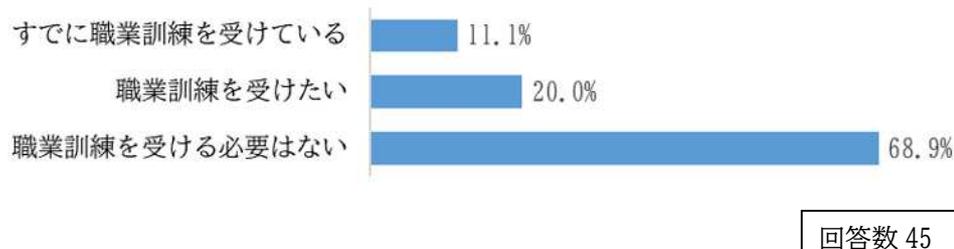
ア 障害のある人の就労支援として必要なことについては、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が最も多く16.0%、続いて「職場全体の障害者理解」が15.2%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が13.1%となっており、就労に向けて障害の理解が重要であることがわかります。

問) あなたは、障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)



イ 就労を希望する人のうち、職業訓練の希望について、「職業訓練を受けたい」が20.0%、「すでに職業訓練を受けている」が11.1%となっています。

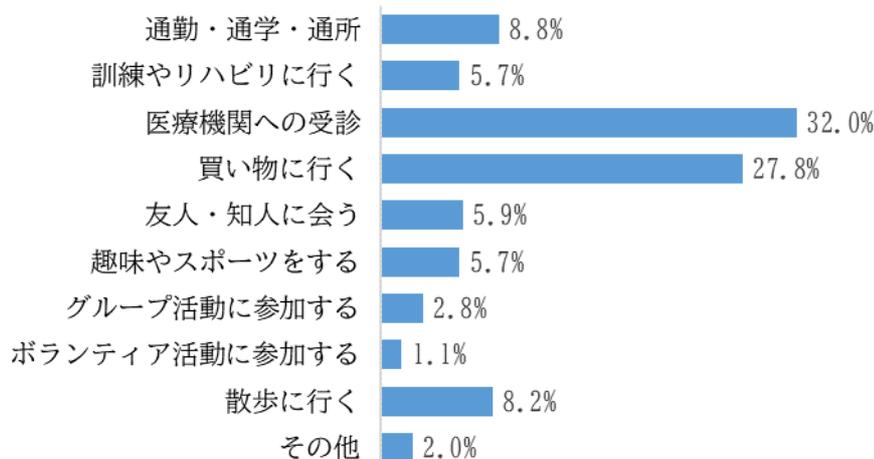
問) (就労希望者のうち) 収入を得る仕事を得るために、職業訓練などを受けたいと思いますか。
(○は1つだけ)



ウ 身体障害者手帳所持者のうち、外出の目的については、「医療機関への受診」が最も多く32.0%、続いて「買い物に行く」が27.8%となっており、普段の相談先については、「家族や親せき」が最も多く37.2%、続いて「友人・知人」が13.6%となっています。

身体障害者手帳所持者

問) (「毎日外出」、「週に数回外出」および「めったに外出しない」を選んだ人)
あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。(あてはまるものすべてに○)



回答数 353

問) あなたは、普段、悩みや困ったことをどこへ相談しますか。(あてはまるものすべてに○)



回答数 339

療育手帳所持者のうち、外出の目的については、「通勤・通学・通所」が最も多く 28.3%、続いて「医療機関への受診」、「買い物に行く」が19.6%となっており、普段の相談先については、「家族や親せき」が最も多く 37.8%、続いて「施設の支援員・指導員」が16.2%となっています。

療育手帳所持者

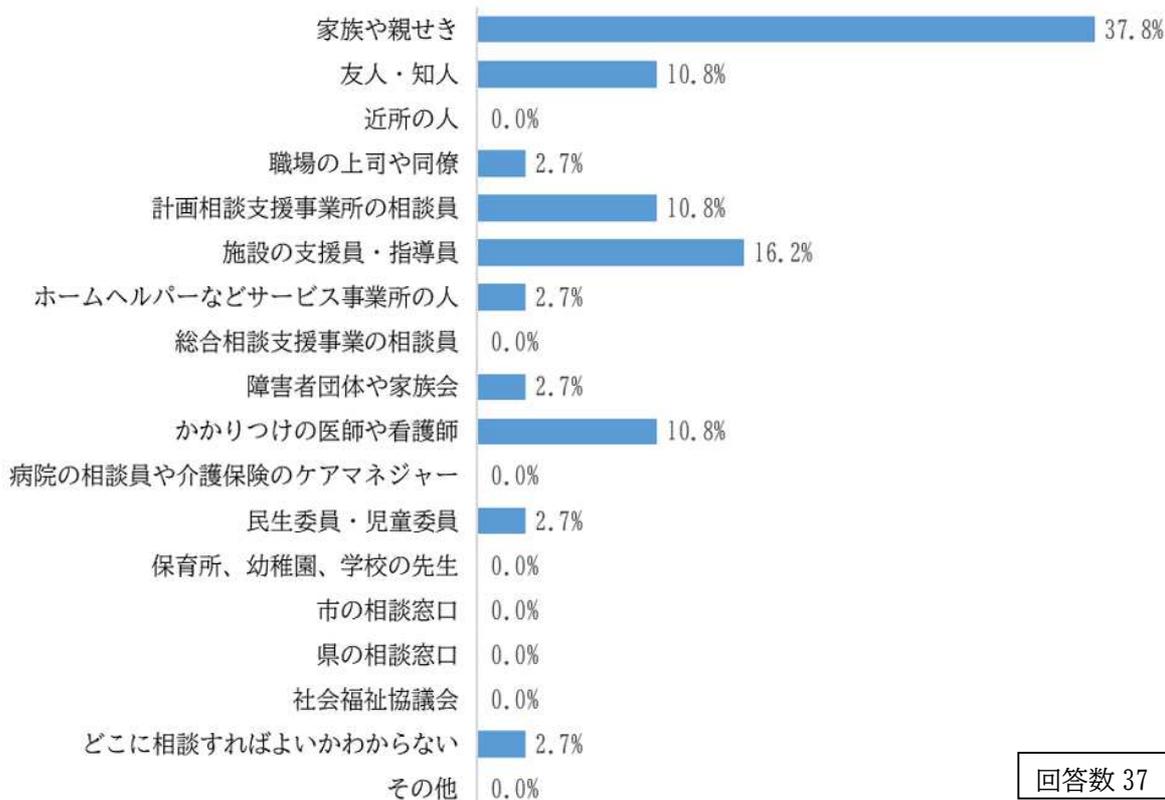
問) (「毎日外出」、「週に数回外出」および「めったに外出しない」を選んだ人)

あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。(あてはまるものすべてに○)



回答数 46

問) あなたは、普段、悩みや困ったことをどこへ相談しますか。(あてはまるものすべてに○)



回答数 37

精神障害者保健福祉手帳所持者のうち、外出の目的については、「医療機関への受診」が最も多く30.2%、続いて「買い物に行く」が23.8%となっており、普段の相談先については、「家族や親せき」が最も多く38.5%、続いて「かかりつけの医師や看護師」が19.2%となっています。

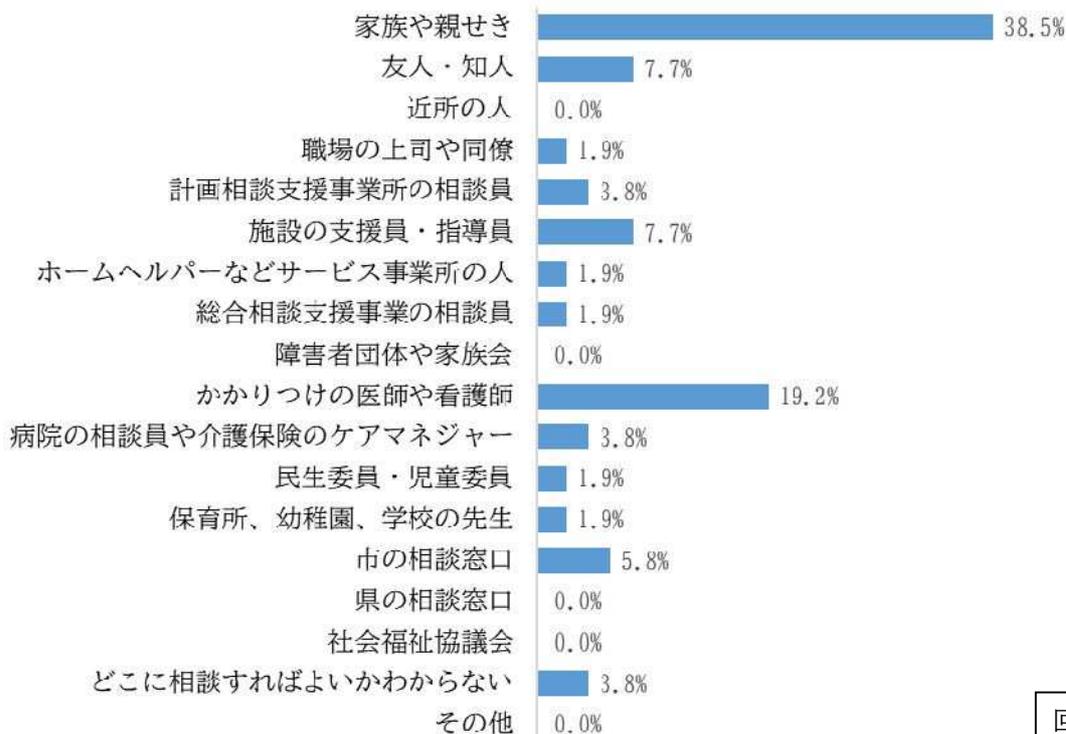
精神障害者保健福祉手帳

問) (「毎日外出」、「週に数回外出」および「めったに外出しない」を選んだ人)
あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。(あてはまるものすべてに○)



回答数 63

問) あなたは、普段、悩みや困ったことをどこへ相談しますか。(あてはまるものすべてに○)



回答数 52

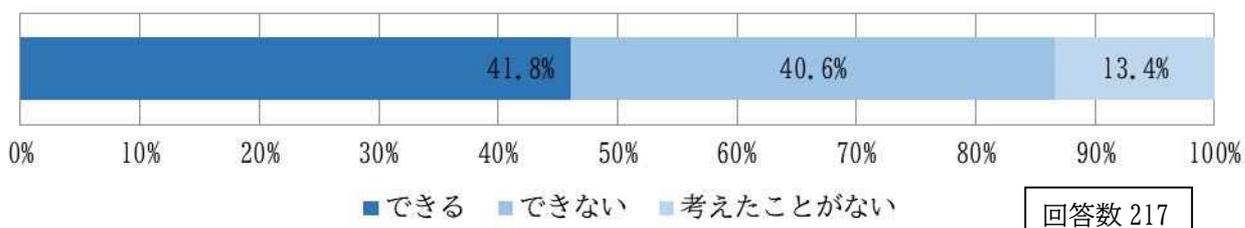
以上のことから、外出の目的は、身体障害者手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は、「医療機関への受診」や「買い物」、療育手帳所持者は、「通勤・通学・通所」の割合が高くなっています。

また、普段の相談先については、全ての手帳所持者において「家族や親せき」が最も多く、続いて、「友人・知人」、「施設の支援員・指導員」、「かかりつけの医師や看護師」が多くなっています。

よって、共生社会の考え方や障害福祉制度等の周知に当たっては、外出先となる店舗や公共施設、医療機関等にポスターやパンフレットを設置したり、医療機関や障害福祉サービス事業者等の支援者と連携する等の取組が必要と考えられます。

エ 災害時に一人で避難「できない」と答えた人は40.6%、「考えたことがない」が13.4%となっています。また、災害時、近所に助けてくれる人がいますかの問いに、「いない」と答えた人が36.6%、「考えたことがない」が29.5%となっています。

問) あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。(○は1つだけ)



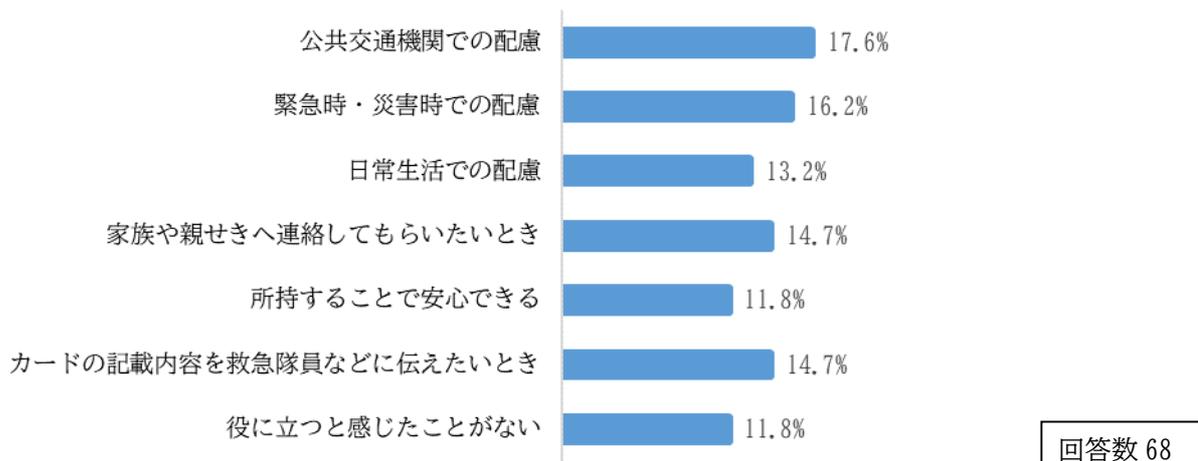
問) 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。(○は1つだけ)



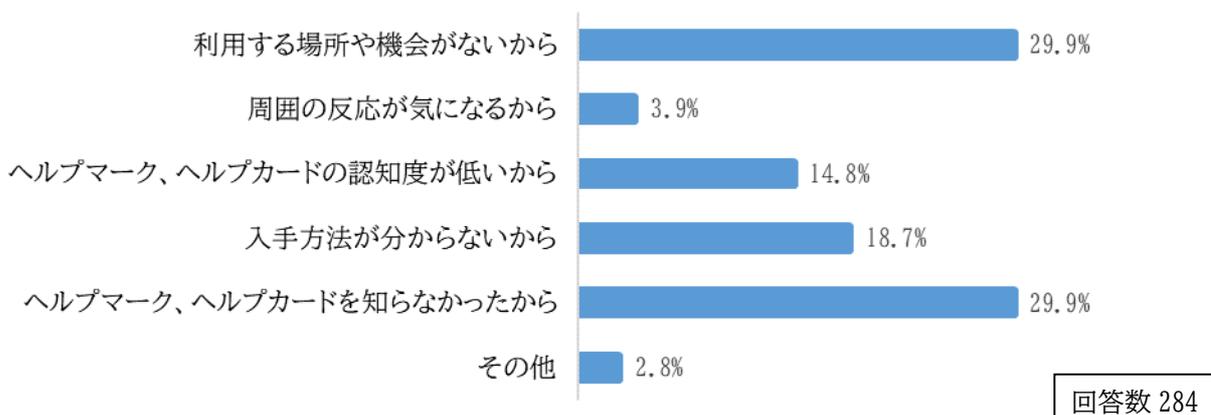
以上のことから、災害時の備えや想定ができていない人が多くいることが考えられます。今後は、自主防災組織や民生委員児童委員協議会と連携しながら、災害時における制度の周知・広報を図ることはもとより、障害のある人も可能な限り、避難訓練に参加したり、障害の状態や医療や介護の状況に応じた準備をする等、災害に対する日常の備えが必要です。

オ ヘルプマーク、ヘルプカードが役に立った場面については、「公共交通機関での配慮」が最も多く17.6%、続いて「緊急時・災害時での配慮」16.2%となっており、利用していない理由については、「利用する場所や機会がないから」と「ヘルプマーク、ヘルプカードを知らなかったから」が29.9%となっています。

問) ヘルプマーク、ヘルプカードはどのような点で役に立っていますか。(あてはまるものすべてに○)



問) ヘルプマーク、ヘルプカードを利用していない理由は次のうちどれですか。(あてはまるものすべてに○)

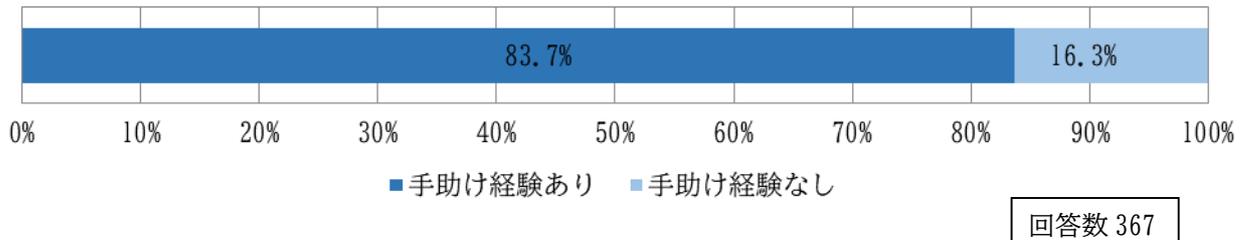


以上のことから、ヘルプマーク、ヘルプカードを利用することで、一定程度の効果はあると考えられますが、周知度が低い状況にあるため、利用する場所や機会が限定的で、本来の効果を発揮することができていない状況にあると考えられます。

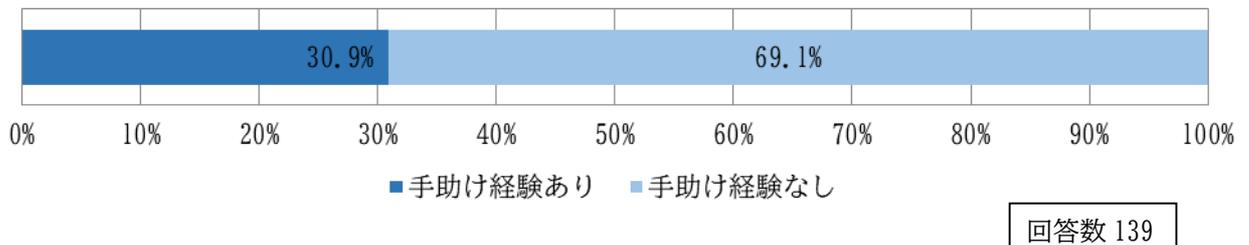
よって、各種行事やイベント、会議等の多様な機会を捉えて周知することに加えて、SNSの活用等により広範囲に啓発する等の取組が必要と考えられます。

(2) 障害のない人向け調査結果

ア 身近に障害のある人が「いる」と回答した 367 人のうち、障害のある人への「手助け等の経験がある人」は 83.7%、「手助け等の経験がない人」は 16.3%となっています。

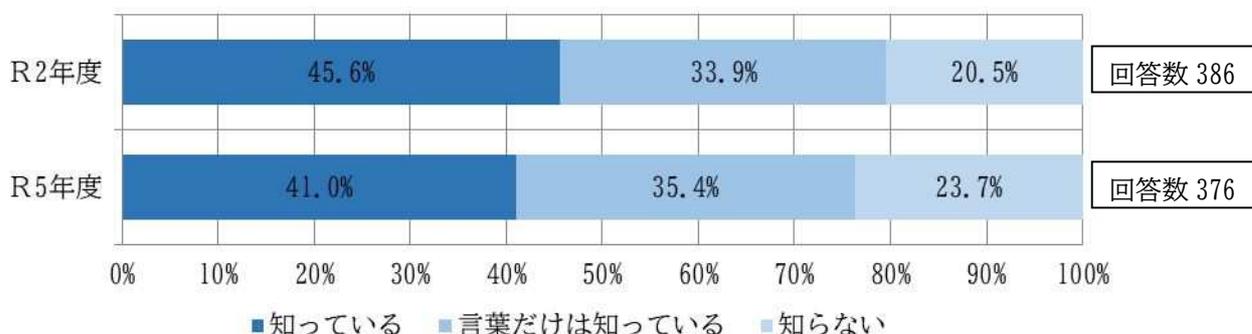


身近に障害のある人が「いたことはない」と回答した人 139 人のうち、障害のある人への「手助け等の経験がある人」は、30.9%、「手助け等の経験がない人」は 69.1%となっています。

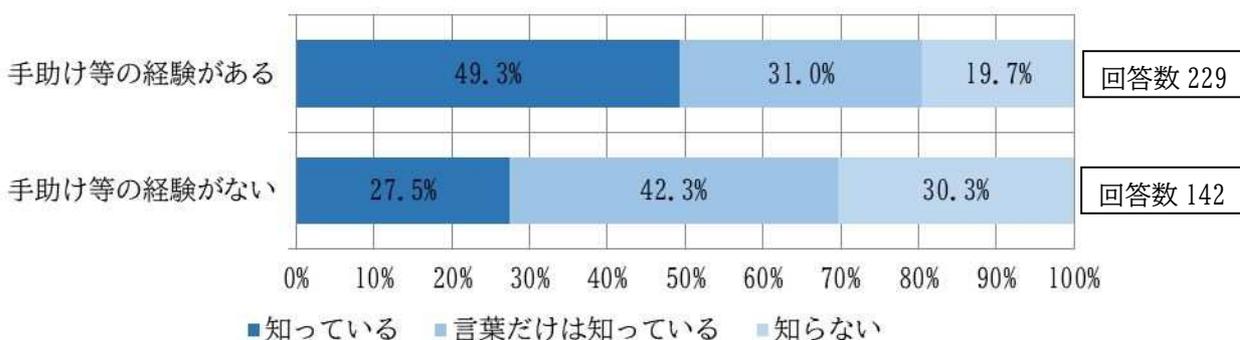


以上のことから、身近に障害のある人がいる人は、手助け等の経験がある割合が高い傾向にあり、障害のある人への理解促進を図るためには、障害のある人をより身近に感じる体験を積み重ねる必要と考えられます。今後は、障害のある人、障害のない人が相互に交流しながら、お互いに理解が深まるような場が求められます。

イ 『共生社会』の周知度について、「知っている」が最も多く41.0%、「言葉だけは知っている」が35.4%、「知らない」が23.7%となっており、「知っている」は前回調査よりも減少しています。



また、障害のある人への手助け等の経験がある人のうち、共生社会という考え方を「知っている人」は49.3%、共生社会の「言葉だけは知っている人」は31.0%となっています。また、手助け等の経験がない人のうち、共生社会という考え方を「知っている人」は27.5%、共生社会の「言葉だけを知っている人」は42.3%となっています。



以上のことから、障害のある人への手助け等の経験がある人は、手助け等の経験がない人に比べ、共生社会の周知度が高いことがわかります。障害のある人をより身近に感じる体験や障害のある人と障害のない人がふれあい、交流することは、お互いの理解が深まり、共生社会の周知が図られることが想定され、共生社会の実現に向けた重要な取組となることが考えられます。

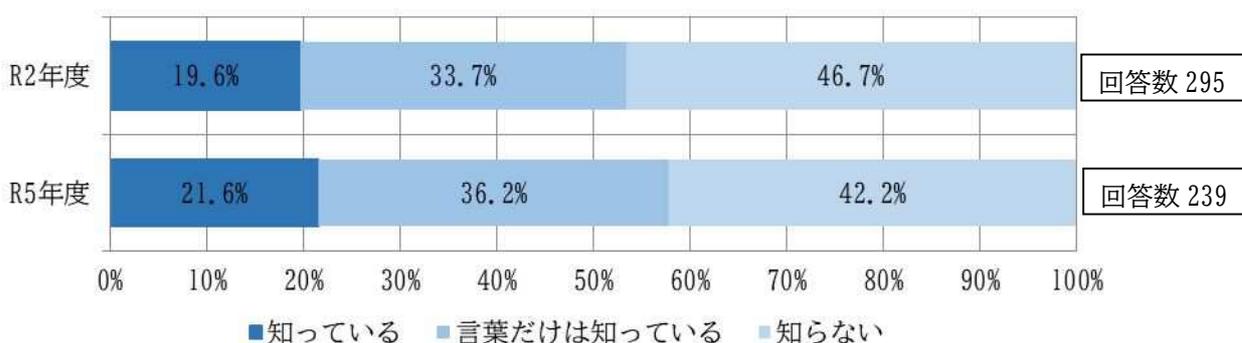
(3) 障害のある人、障害のない人の調査結果の比較

ア 共生社会の周知度について、障害のある人は21.6%の人が「知っている」と回答し、「言葉だけは知っている」は36.2%となっています。それに対し、障害のない人は、「知っている」が41.0%、「言葉だけは知っている」が35.4%となっており、本市においては、障害のない人の方が、共生社会という考え方を知っている割合が高くなっています。これらの結果から、障害のない人へ共生社会や障害の理解を推進するだけでなく、障害のある人にも共生社会という考え方について知ってもらい、ふれあいや交流を通し、相互に理解することが必要です。

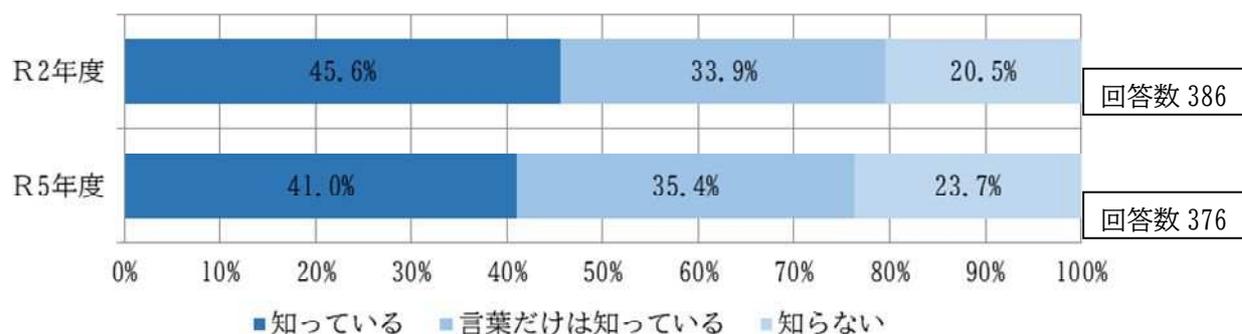
また、前回アンケート時との比較では、障害のある人は若干増加し、障害のない人では周知度が減少しています。

問) あなたは、「障害のある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支えあって暮らす」ことを目指す『共生社会』という考え方を知っていますか。(○は1つだけ)

障害のある人



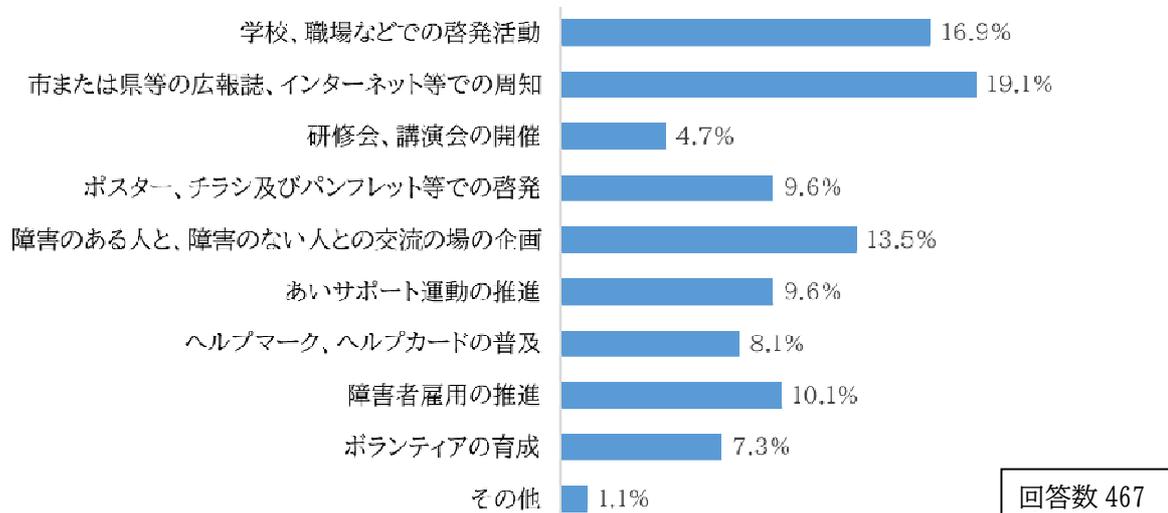
障害のない人



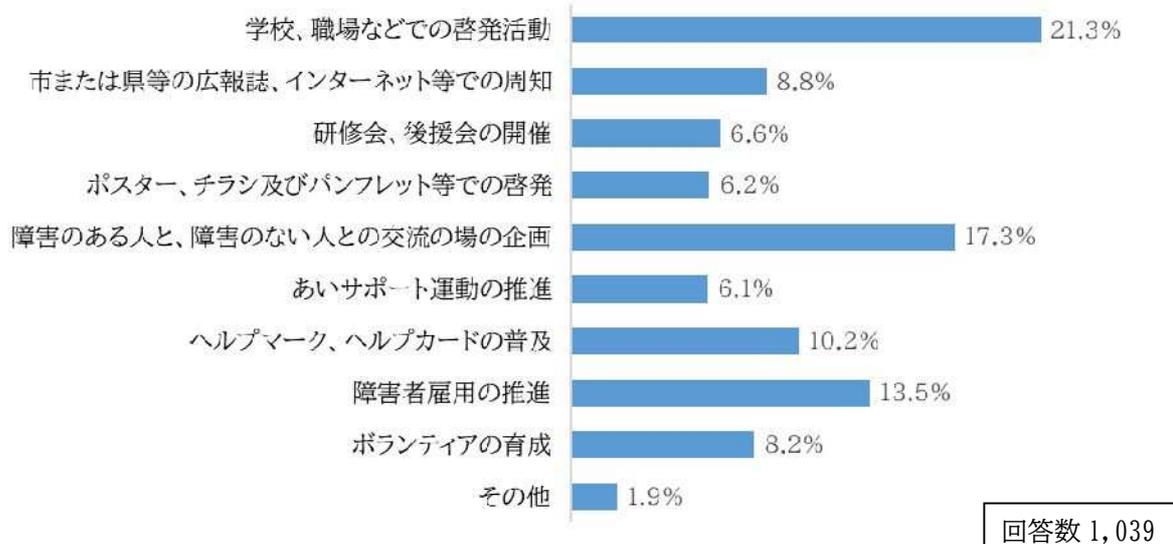
イ 共生社会を実現するために必要な取組として、障害のある人は「市または県等の広報誌、インターネット等での周知」が最も多く19.1%、続いて、「学校、職場などでの啓発活動」が16.9%、「障害のある人と、障害のない人との交流の場の企画」となっています。一方で、障害のない人は、「学校、職場などでの啓発活動」が最も多く21.3%、続いて、「障害のある人と、障害のない人との交流の場の企画」が17.3%となっており、どちらもお互いの理解と協力が必要だと感じていることがわかります。

問) あなたは、「共生社会」実現のためには、どのような取組が必要だと思いますか。
(あてはまるもの3つに○)

障害のある人

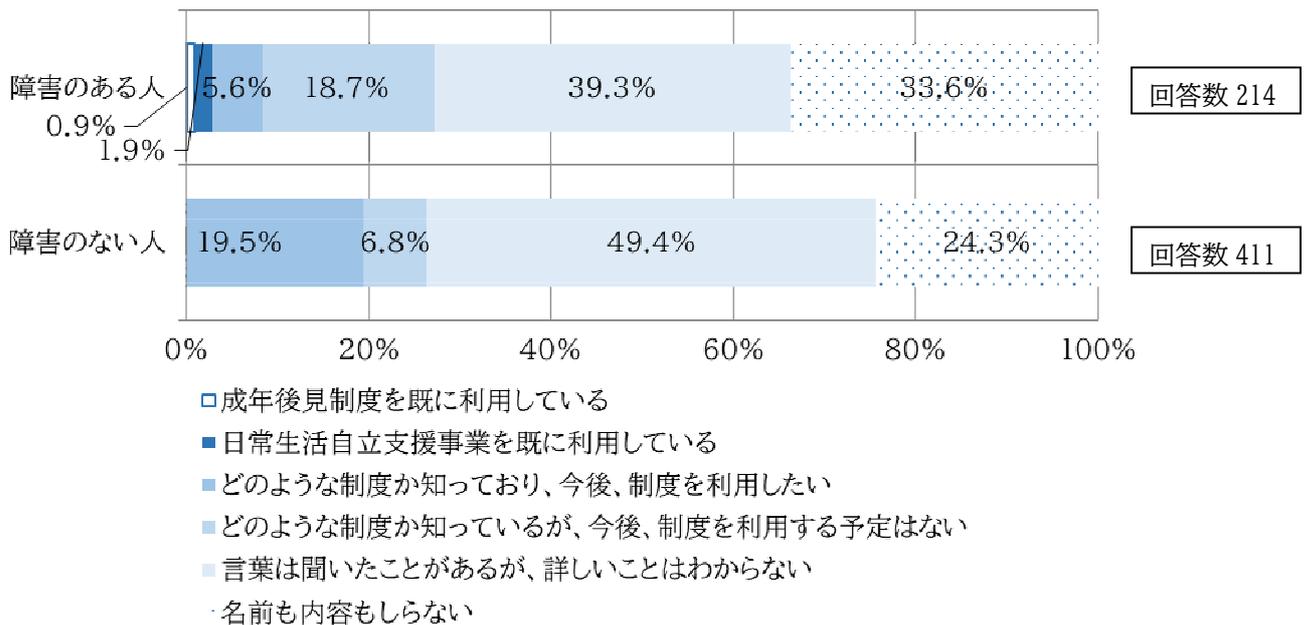


障害のない人



ウ 障害のある人が安心して日常生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用援助や意思決定支援、金銭管理等の支援を一体的に確保し、障害のある人の権利を守る成年後見制度及び日常生活自立支援事業の周知度を確認したところ、障害のある人も障害のない人も制度を理解している人は3割未満となっており、周知度の低さがうかがえます。

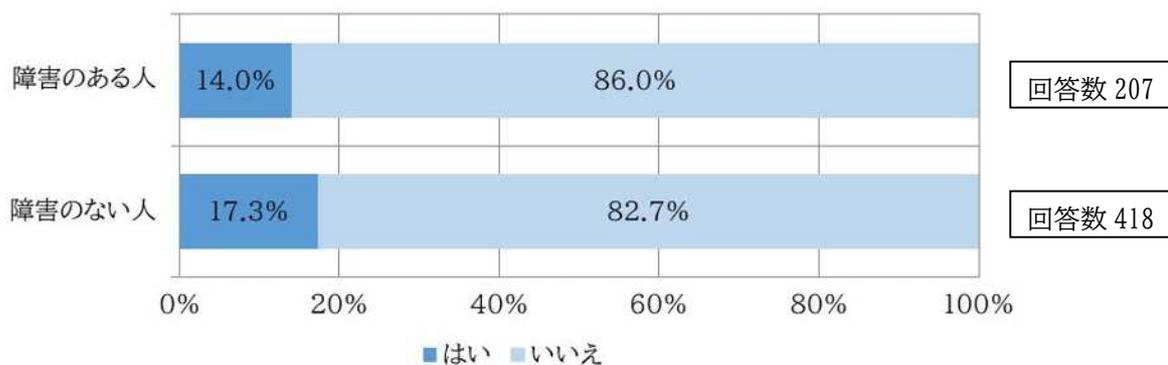
問) 障害や高齢化などにより判断能力が十分でない人の権利を守る成年後見制度や日常生活自立支援事業についてご存じですか。もしくは利用したいですか。(○は1つだけ)



エ 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成28年4月1日、障害者差別解消法が施行されました。この法律の周知度を確認したところ、障害のある人も障害のない人も8割以上の人々が「いいえ」と回答しており、周知度の低さがうかがえます。

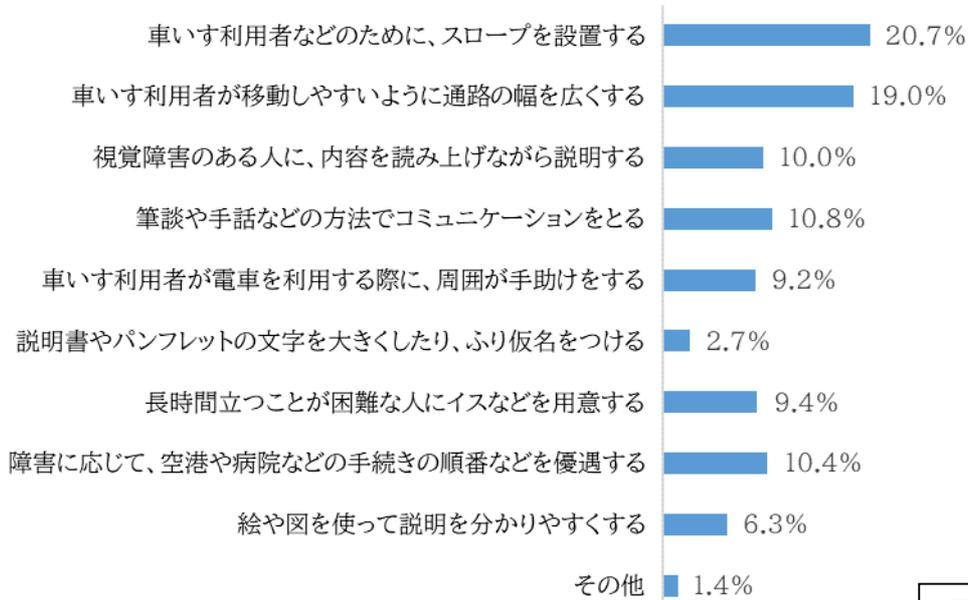
また、合理的配慮としての取組で不足していると感じているのは、障害のある人では「車いす利用者などのために、スロープを設置する」が最も多く20.7%、続いて「車いす利用者が移動しやすいように通路の幅を広くする」が19.0%となっています。また、障害のない人では、「車いす利用者が移動しやすいように通路の幅を広くする」が最も多く17.2%、続いて、「車いすの利用者が電車を利用する際に、周囲が手助けをする」が16.0%、「車いす利用者などのために、スロープを設置する」が15.0%となっています。

問) 平成28年4月1日、障害者差別解消法が施行されました。この法律は、障害を理由として、不当な差別をしないことや、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜である「合理的配慮」をすることで、「共生社会」を実現することを目指しています。あなたは、この法律の内容をご存知ですか。(○は1つだけ)



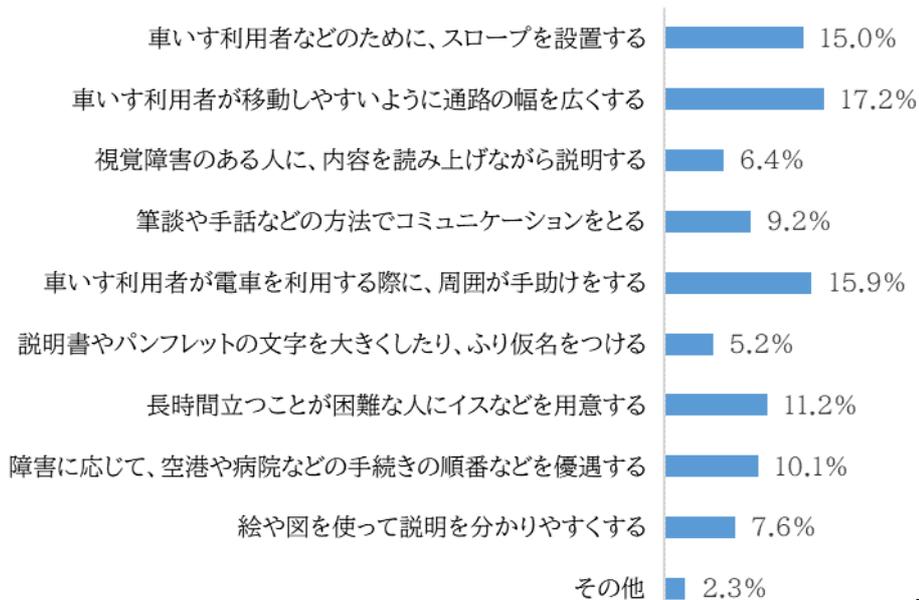
問) 現在の生活の中で、障害のある人への合理的配慮として、どの様な取組が不足していると感じますか。(〇は3つまで)

障害のある人



回答数 489

障害のない人



回答数 1,159

共生社会の実現に向け、障害を理由とする不当な差別の解消や合理的配慮の提供が進むよう、障害者差別解消法の趣旨や制度の周知・広報を図る必要があることがわかります。

また、共生社会の周知度を障害のある人とない人で比較すると、障害のある人の方が若干低い傾向にあります。障害のある人、障害のない人が双方向で共生社会の実現に向け、「人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会」を目指す取組を行うことが必要です。

第3章 計画の基本的考え方と分野別施策

第1節 障害者福祉基本計画とは

第2節 計画の基本目標及び基本的視点

第3節 分野別施策

第1節 障害者福祉基本計画とは

障害者福祉基本計画は、障害者基本法に基づき市の障害者施策の基本的な考え方や具体的な推進方策を明らかにし、障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定するものです。

本計画は、国の「障害者基本計画」や山口県の「やまぐち障害者いきいきプラン」の基本方針等を踏まえ、本市の関連計画と調和を図りながら策定します。

SDGsのアイコンについて

第3章では、国際連合が持続可能な開発目標として掲げるSDGsの目標達成に貢献するため、本市の取組例について示します。



第2節 計画の基本目標及び基本的視点

本計画の基本理念として掲げる「やさしさと笑顔で共に支え合う 心ゆたかなまちづくり～共生社会の実現にむけて～」を実現するため、次の3つの基本目標を定めます。

また、この基本目標を実行していくために、光市障害者福祉基本計画等策定協議会での意見及びアンケート調査の結果を踏まえ、計画推進に向けた横断的な6つの基本的視点を定めます。

1 計画推進の基本目標

主体性・選択性の尊重

「住む場所を決めたい」、「好きな場所に行きたい」、「自分の個性を生かした仕事をしたい」こうした気持ちは、障害の有無にかかわらず、すべての人が同じように思う気持ちです。本計画では、こうした気持ちが、障害があることによって妨げられることがないように、自らが主体的に選択・決定し、個性を発揮できる社会の実現を目指します。

社会参加の促進

障害のある人が社会の一員として、さまざまな社会活動に参加することは、自立に向けた重要な第一歩であることから、以前から、障害のある人の社会参加の支援に取り組んできました。本計画では、障害がある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁の除去を進め、地域の社会資源を有効に活用することにより、地域でいきいきと暮らせる社会を目指します。

地域での支え合い

障害のある人にとって、住み慣れた地域で安心して暮らせることは、とても重要なことであり、そのためには、地域全体で分かり合い、支え合う気持ちが不可欠です。本計画では、すべての市民が「支え手」、「受け手」に分かれるのではなく、お互いを理解し合い、あゆみ寄り、支え合うことで、障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を目指します。

2 施策推進の基本的視点

(1) 自己決定の尊重と意思決定支援の視点

障害のある人は、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会に参加する主体であり、支援に当たっては、障害のある人の意見を尊重することが必要です。また、障害のある人がその意思を表明し、適切に意思決定を行うことができるよう支援に努めるとともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供に努めます。

(2) 心のバリアフリーの視点

障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で、事物、制度、慣行、観念といった、いわゆる社会的障壁があると言われていています。また、アンケート調査では、約9割の人が障害のある人に対する配慮が何らかの形で不足していると感じています。障害のある人、障害のない人が共に触れ合う体験や交流活動や啓発活動を通じ、障害や障害のある人について正しい理解を深め、必要な配慮を実践することができるよう、心のバリアフリーを推進します。

(3) 情報アクセシビリティに配慮した視点

障害のある人が円滑に意思表示やコミュニケーションが図れるよう、また、必要とする情報を必要とする時に取得及び利用ができるよう、情報アクセシビリティの向上の推進に努めます。

(4) ライフステージに合わせた生活支援の推進の視点

本市ではさまざまなサービスや制度により、ライフステージに応じた生活全般にわたる支援を行っています。障害のある人が各ライフステージを通じて適切な支援が受けられるよう、施策を計画的、総合的に展開し、切れ目のない支援の提供に努めます。

(5) 障害特性等に配慮した支援の視点

アンケート調査から、障害の特性や障害の状態、生活実態等、障害のある人それぞれに異なる生活課題があることがわかります。障害だけでなく、年齢、性別など個々の状況や特性に配慮したきめ細やかな支援体制の構築に努めます。

(6) ネットワーク強化の視点

障害のある人の地域での生活を支えるため、ネットワークの充実に向けた取組を行っています。アンケート調査によると、多くの人が住み慣れた地域で生活したいと考えています。地域において障害がある人が、支援の受け手としてだけでなく、地域のネットワークの一員として地域で主体的に安心して生活できる仕組みづくりに取り組みます。

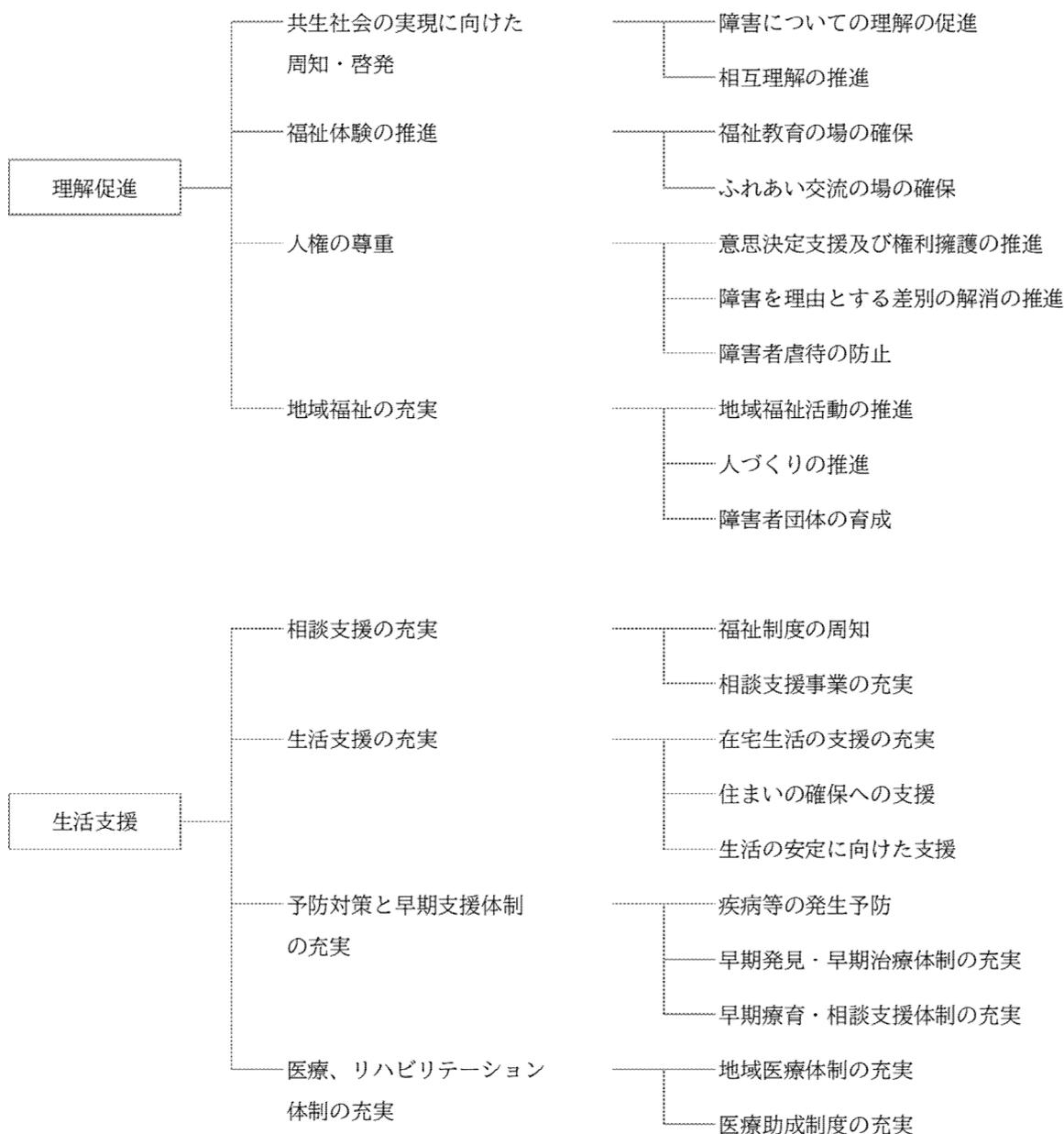
以上6つの基本的視点は個別の施策を展開するに当たり横断的な視点であることから、これらを踏まえ「理解促進」、「生活支援」、「生活環境」、「雇用・就労」、「教育・文化」、の5分野に体系化し、施策の展開を図ることとします。

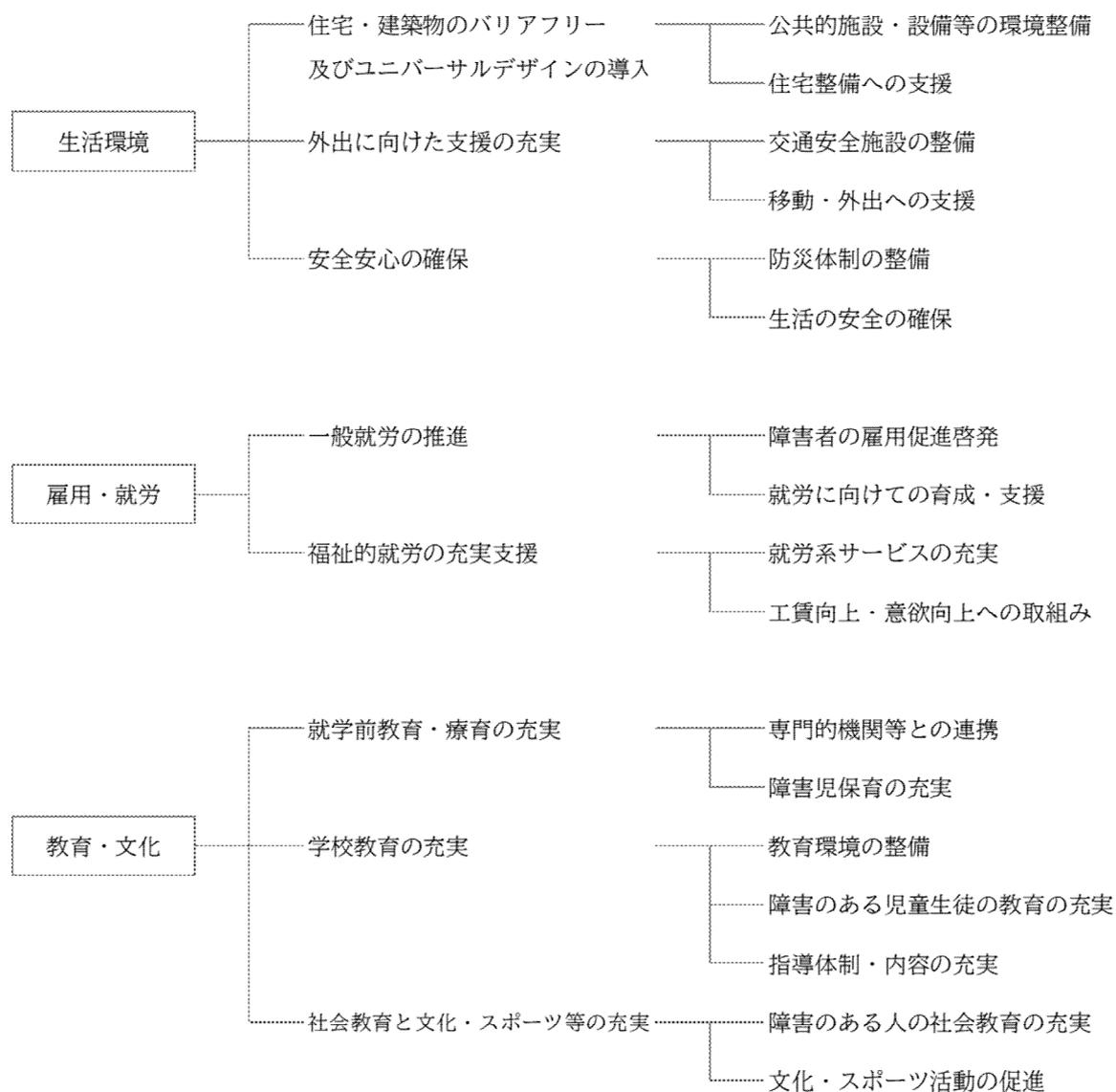
施策の体系

基本理念

やさしさと笑顔で共に支え合う 心ゆたかなまちづくり

～共生社会の実現にむけて～





第3節 分野別施策

1 理解促進

障害のある人が日常生活で直面する障害には、心身機能に起因する障害だけではなく、偏見、制度、慣習、慣行、性別、年齢など、多様な要因があいまって、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約していることを知る必要があります。

国は、2020 パラリンピックを共生社会の実現に向けて人々の心の在り方を変える絶好の機会と捉え、「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザインの街づくり」を二つの柱として取組を展開しています。共生社会の実現には、施設や環境、制度の充実といったハード面だけではなく、ソフト面についても市民一人ひとりが理解し、実践していくことが必要であるため、そのための意識啓発に努めます。

施策の方向性



- (1) 共生社会の実現に向けた周知・啓発
- (2) 福祉体験の推進
- (3) 人権の尊重
- (4) 地域福祉の充実

(1) 共生社会の実現に向けた周知・啓発

<現状と課題>

本市では、これまでも講演会や市の広報等を通じて、共生社会の実現に向けた取組を行ってきましたが、アンケート調査によると、共生社会の考え方を「知っている」と回答した人は、障害のある人が21.6%、障害のない人は41.0%との結果になっており、まだまだ十分ではないため、引き続き重点的な取組が必要と考えられます。

こうしたことから、まずは障害や障害のある人に対する理解が浸透し、心のバリアフリーが図られるよう、市のホームページや広報、社協だより等を活用した広報活動を展開するとともに、より直接的な効果が期待できる、講演会や各種福祉行事等を活用した啓発活動やヘルプマーク・ヘルプカードの周知を進め、障害のある人と障害のない人双方が共通の認識を持ち、お互いを理解できるような取組が求められています。

＜具体的取組＞

ア 障害についての理解の促進

事業項目	事業内容
広報等による啓発	市広報や社協だより等を活用し、障害者施策に関する情報コーナーなど、必要に応じた最新施策の紹介や福祉情報を提供するとともに、市のホームページなども積極的に活用した啓発活動・情報提供に努めます。
各種講演会や講座、イベント等の活用	市や光市地域自立支援協議会が行う各種講演会等や社会福祉協議会をはじめとする各種団体等で開催される各種講座や出前講座、「ふれあい健康フェスティバル」等のイベントを積極的に活用し、障害や障害のある人について市民一人ひとりの理解と認識を深めます。
「障害者週間」等の有効活用	「発達障害啓発週間（毎年4月2日～8日）」や「障害者雇用支援月間（毎年9月）」、また、「手話言語の国際デー（毎年9月23日）」、「精神保健福祉普及月間（毎年11月）」、「障害者週間（毎年12月3日～9日）」、「人権週間（毎年12月4日～10日）」などの機会を活用した広報・啓発活動や各種行事の開催などにより、障害や障害のある人に対する理解と認識を深めます。
「あいサポート運動」の推進	多様な障害の特性、障害のある人への必要な配慮などを理解して、みんなが暮らしやすい地域社会をつくる運動である「あいサポート運動」を県と連携して推進します。
「ヘルプマーク」、「ヘルプカード」の推進	内部障害や難病、又は妊娠初期など、外見では分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人から援助を得やすくするため、各種行事やイベント、SNS等を活用して、ヘルプマーク、ヘルプカードの普及を一層推進します。

イ 相互理解の推進

事業項目	事業内容
講演会等を活用した相互理解の推進	市や光市地域自立支援協議会において開催している「権利擁護講演会」や「発達支援研修会」、「ふれあい促進事業」等において、障害のある人となない人双方を参加対象とすることで、障害者福祉に関する共通の理解を深め、互いにバリア（障壁）を取り除き、尊重し合える社会の土台づくりに努めます。

(2) 福祉体験の推進

<現状と課題>

一般的に、学齢期のこどもの頃からふれあいの機会や福祉について考える機会をもつことが、障害を理解することに効果的であると考えられています。アンケート調査からも、障害のある人が身近にいる人や、障害のある人と関わる機会のある人は、共生社会の周知度が高いという結果が出ており、障害を身近なものと感じ、理解するためには、ふれあいの機会が重要な要素となることが考えられます。

こうしたことから、学齢期のこどもを中心に福祉体験の場やふれあい交流の場を確保するとともに、多様な世代のあいサポーターを養成することによって、全ての市民が心のバリアフリーや相互理解を深める取組が求められます。

<具体的取組>

ア 福祉教育の場の確保

事業項目	事業内容
学齢期における福祉体験の充実	障害のある人やその支援員等による障害福祉に関する講座や体験等を通じ、心のバリアフリーや共生社会について学ぶ「ふれあい促進事業」等の取組により、児童生徒が障害や障害のある人に対する理解を深め、互いに助け合い、支え合う心を育むための取組を推進します。 また、ジュニア福祉員等、児童生徒の発達段階に応じた主体的な福祉活動の展開を図ります。
社会教育における福祉体験の充実	社会教育の場において、障害や障害のある人に対する社会全体の正しい理解と認識を深めるため、各種学級・講座の開催など、体験を通じた学習の機会の拡充と積極的な啓発・広報活動の推進に努めます。

イ ふれあい交流の場の確保

事業項目	事業内容
相互交流の充実	障害のある人とない人がともに活動し、ふれあい交流できる場として「光市心身障害児者体育大会」や社会福祉協議会が主催する「ふれあい健康フェスティバル」等のイベントを継続的に開催するとともに、全ての市民が参加でき、お互いが協働し、相互交流を促進できる内容となるよう充実に努めます。
製作を通じたふれあい・交流の推進	障害の有無にかかわらず、誰もが使いやすいものを考え、製作することで、障害に対する理解促進を図ります。

(3) 人権の尊重

<現状と課題>

アンケート調査によると、障害のある人の約3割が介護者から日常生活の中で「お金の管理」について支援を受けることがあるとの結果が出ており、今後、障害のある人及び介護者の高齢化が進む中、金銭管理が困難になることが想定されるため、権利擁護に向けた普及・啓発に努める必要があります。また、成年後見制度については7割以上、障害者差別解消法については8割以上の人が内容を知らないと答えており、周知が必ずしも十分とは言えないと考えられます。

このような課題を解決するためには、「成年後見制度」や「障害者差別解消法」、「障害者虐待防止法」を踏まえ、差別の解消、虐待の防止につながるよう必要な施策を推進し、心のバリアフリーを進めることが求められます。

<具体的取組>

ア 意思決定支援及び権利擁護の推進

事業項目	事業内容
意思決定支援及び権利擁護の推進	<p>自ら意思を決定することが困難な場合でも、本人の意思や権利が尊重され、地域で安心して暮らしていけるよう、意思決定支援ガイドラインや成年後見制度、日常生活自立支援事業等の普及・啓発を図ること等により、必要な支援等が提供されるよう支援を行います。</p> <p>また、障害のある人が権利擁護に関するさまざまな制度に適切につながるよう、権利擁護講演会の開催や県及び相談支援機関等と連携しながら支援体制の充実に努めます。</p>
成年後見制度の利用促進	<p>障害のある人や成年後見人等からの複雑化・複合化する相談に対応するため、光市成年後見制度利用促進協議会及び中核機関において、相談体制の強化と課題解決に向けた検討を行います。</p> <p>また、成年後見制度の利用に必要な経費について助成を行う等、引き続き、成年後見制度の利用促進に向けた取組を推進します。</p>

イ 障害を理由とする差別の解消の推進

事業項目	事業内容
障害を理由とする差別の解消の推進	<p>障害を理由とする不当な差別の解消や合理的配慮の提供が進むよう、講演会や市広報等を活用し、差別解消についての理解促進・啓発を図ります。</p>

ウ 障害者虐待の防止

事業項目	事業内容
障害者虐待の防止	<p>障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、権利擁護講演会の開催やパンフレット等により、障害者虐待の防止に向けた普及・啓発を行います。</p> <p>また、虐待通報時の対応体制と合わせ、虐待の原因の一つとも言われる「介護者の介護負担」の軽減についても、個別ニーズに即した支援が総合的に行われるよう、関係機関との連携体制の充実に努めます。</p>

(4) 地域福祉の充実

<現状と課題>

障害のある人が住みなれた地域で生活するには、支援の「受け手」としてだけでなく、「支え手」として互助の意識による社会参加が重要な要素となります。今後は、障害のある人の参加によるボランティア精神の醸成と、社会福祉協議会との連携によるボランティア等の人材育成により、相互理解の土台づくりに努める必要があります。

また、こうした土台づくりをさらに推し進め、支援に結び付けるには、関係機関や団体等との有機的連携が必要となり、地域の福祉活動を支える大きな力となっている、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会等との連携強化が不可欠となります。

さらに、障害者団体の活動は、障害のある人相互間の交流や障害のない人との交流や各種相談、情報の伝達等、社会参加や地域における互助活動を促進する上で大きな役割を果たしており、今後もその自主的活動を支援していく必要があります。

＜具体的取組＞

ア 地域福祉活動の推進

事業項目	事業内容
支え合いによるネットワークづくり	障害のある人が住み慣れた地域で、地域の人々と交流しながら、生きがいをもって暮らせる地域社会をつくるため、社会福祉協議会、民生委員児童委員、福祉員、自治会等のコミュニティ関係組織と連携し、地域での支え合いによるネットワークづくりを推進し、地域における見守りなどの支援体制の強化を図ります。
ボランティアグループの支援	社会福祉協議会との連携のもと、ボランティア養成講座を開設し、ボランティアの育成・強化を図ります。 また、手話や点訳・音訳等ボランティア技術や知識の修得等、ボランティアグループの自主的な学習活動を支援します。
ボランティアネットワークの強化	社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会等との有機的連携のもと、ボランティア活動がより活発に行われるよう、ボランティアセンターの仲介機能や、グループ同士の交流の推進に努めます。
ひかりふれ愛ポイント事業の推進	介護予防と地域の互助意識の醸成を目的とした「ひかりふれ愛ポイント事業」を推進し、障害のある人もふれ愛サポーターとして役割を担い、地域とのつながりを持つことにより、相互理解の促進に努めます。

イ 人づくりの推進

事業項目	事業内容
福祉人材の育成	福祉関係従事者の確保を図るため、山口県ひとづくり財団等の関係機関と連携を図り、各種研修会や講習会の周知に努めます。
研修事業の実施	障害者福祉施策に関わる人々の資質の向上を図るため、光市地域自立支援協議会や地域ケア会議などを活用し、障害や障害者福祉についての研修の実施や、福祉関係研修会への参加等、研修の充実に努め、福祉従事者の資質の向上を図ります。
身近な相談役の育成	障害のある人とのふれあいや研修会等を通じ、ボランティア精神の醸成を図り、各種専門機関へのつなぎ役として、福祉員や障害者相談員など地域における「身近な相談役」を育成し、地域社会の中で、互いに助け合い、支え合いのできる仕組みづくりに努めます。

ウ 障害者団体の育成

事業項目	事業内容
障害者関係団体の支援	障害者関係団体が行う、障害のある人の社会参加や互助活動の取組がスムーズに行えるよう、社会福祉協議会等との連携のもと、活動の支援を行います。

2 生活支援

障害の有無にかかわらず、地域において安心して生活し社会参加するには様々な福祉・医療・保健の各制度やサービスの充実と、それらが必要な人に必要な量がいきわたるよう支援する仕組みづくりが必要となります。

こうした状況に対応するため、国や県との役割分担に基づき、さまざまな制度やサービスの充実に努めるとともに、相談支援を中心とした各機関の連携体制を強化し、個人の状況にあった制度やサービスの組み合わせにより、きめ細やかな支援が提供できる仕組みづくりの整備に努めます。

また、障害の原因となる疾病等の発生予防をはじめ、早期発見・早期治療、適切なリハビリテーションなどライフステージに応じた取組を進めます。

施策の方向性



- (1) 相談支援の充実
- (2) 生活支援の充実
- (3) 予防対策と早期支援体制の充実
- (4) 医療、リハビリテーション体制の充実

(1) 相談支援の充実

<現状と課題>

障害のある人の自己選択・自己決定を支えるためには、関係機関の連携や相談支援体制の整備が重要となります。

アンケート調査によると、障害のある人及び主たる介護者は、家族や友人・知人、医療機関の関係者や障害福祉サービス事業所等の身近な人に相談する傾向がうかがえるほか、どこに相談すればよいかわからないと回答した人もいます。

今後は、福祉制度の周知に当たり、障害のある人やその家族だけではなく、相談先と想定される医療機関や障害福祉サービス事業所等へも情報提供を行い、協働・連携が図れる体制の整備が求められます。

こうしたことから、自らが希望する地域で自分らしく生活できるよう、そして、障害のある人の多様なニーズとライフステージに応じた総合的な支援が行われるよう、いつでも身近に相談できる相談支援体制の充実が必要です。

＜具体的取組＞

ア 福祉制度の周知

事業項目	事業内容
情報提供・広報	障害のある人の選択の機会が確保されるよう、各専門機関はもとより、主な相談先と想定される医療機関や通所施設、民生委員児童委員協議会等の地域における相談役に対し、障害者福祉制度の周知・広報を充実します。その際、光市地域自立苑協議会との協働により作成した「障害者サービス情報ガイド」等を活用します。
関係機関との協働・連携	障害のある人が必要なサービスを自らが希望する地域で適切に利用できるよう、地域の相談役である障害者相談員や福祉員、各専門機関が連携を図り、相談からサービス提供まで一貫した支援や必要に応じたサービスのケアマネジメントができる体制の構築に努めます。

イ 相談支援事業の充実

事業項目	事業内容
総合相談支援事業の充実	障害のある人の生活全般にわたる相談に応じ、適切な制度やサービスに結びつくよう、障害者総合相談支援事業の充実を図ります。
地域生活支援拠点の整備	障害のある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、親元からの自立と一人暮らしの支援、緊急時の対応など、障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、様々な支援を切れ目なく提供する「地域生活支援拠点」の取組を進めます。
計画相談支援事業の充実	障害のある人が必要なサービスを地域で適切に利用できるよう、ケアマネジメント手法によるきめ細やかなサービスプランを作成し、相談からサービスの提供まで一貫した支援が提供できる体制の構築に努めます。
地域相談支援事業の充実	地域での生活を希望する障害のある人に対し、施設や精神科病院から地域への移行や、その後の地域での安定した生活が継続できるよう、相談支援事業者や関係機関が連携し、地域生活を支援していきます。
居宅介護支援事業所との連携	介護保険制度で保険給付の対象となった場合でも、障害特性により障害福祉サービスを利用できる場合があります。介護保険制度における介護支援専門員を中心として、総合的な福祉サービスの提供が実施されるよう、連携を図ります。
医療的ケア児等に対する相談体制の整備	医療的ケアが必要な子どもとその家族が地域で安心して暮らせるよう、医療的ケア児等コーディネーターと医療的ケア児支援センターとの連携により、多様化する医療的ケア児等のニーズに対応できる相談体制を整備します。

(2) 生活支援の充実

<現状と課題>

障害のある人が、地域において自ら選択する機会が確保されるよう、障害福祉サービスの細分化が図られ、障害者総合支援法に基づく、自立支援給付事業や地域生活支援事業等、障害のある人の生活を支えるサービスの普及・定着が進んでいます。また、生活の安定を図るため、生活保障の充実や割引制度の充実等さまざまな制度が整備されています。

こうした中、ライフステージに合わせた個々のニーズに対応した、きめ細やかな支援を行うため、ケアマネジメント手法を用いた相談支援事業の充実が図られ、計画的かつ総合的な支援が行われています。

今後も引き続き、障害のある人の生活支援が計画的かつ総合的に行われるよう、関係機関と連携を図りながら、制度の充実と継続した支援が求められます。

<具体的取組>

ア 在宅生活の支援の充実

事業項目	事業内容
訪問系サービス事業の利用促進 ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護	障害のある人の、多様なニーズとライフステージに応じた在宅生活を支援するため、家事や身体介護、外出等の支援を行う訪問系サービス事業の利用促進を図ります。利用に当たっては、計画相談支援事業者等との連携のもと、適切な支給量の提供に努めます。
日中活動系サービス事業の利用促進 ・生活介護 ・自立訓練 ・短期入所	障害のある人の生活能力の維持・向上や、創作的活動・生産的活動の機会を確保するなど、在宅生活を支える重要な拠点となる日中活動系サービス事業の利用促進を図るとともに、計画相談支援事業者等と連携を図り、モニタリング等による適切な利用の促進に努めます。
障害児通所支援事業等の利用促進 ・放課後等デイサービス ・児童発達支援	障害のある子どもが早期から適切な療育・支援が受けられるよう、相談支援事業者や教育機関、放課後児童クラブ（サンホーム）等と連携を図りながら、障害児通所支援の利用促進を図ります。 また、医療的ケア児の支援体制の整備の可能性について、関係機関等と検討を進めます。
日中一時支援事業の充実	障害のある人を日中に事業所で一時的に預かり、家族の介護負担を軽減するとともに、社会に適應するための訓練を行います。
地域活動支援センターの利用促進	障害のある人の日々の生活の相談や憩いの場、創作活動等の場として、地域活動支援センターの利用促進を図ります。

補装具交付（修理）事業の利用促進	義肢や車いす、補聴器等、障害のある人の機能を補うための補装具について、医療機関や補装具取扱い業者等との連携のもと、適切な補装具の交付（修理）に努めるとともに、事業の周知により、利用の促進を図ります。
日常生活用具の給付事業の利用促進	生活用具（便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、入浴補助用具、排泄管理支援用具等）を給付し、円滑な日常生活のための支援と自立生活の促進を図ります。
外出支援に関するサービスの充実	充実した地域生活が送れるよう、ヘルパーによる移動支援事業により外出の機会の確保に努めるとともに、自動車改造費助成制度、運転免許取得助成制度、交通機関の割引制度等の周知に努め、利用の促進を図ります。
情報提供方法の多様化	手話、要約筆記、音声コード、点訳・音訳、コミュニケーションボード、デジタル機器等、障害の特性に応じたコミュニケーションの手段が選択できるよう、情報提供方法の多様化を推進します。
情報アクセシビリティの向上	障害のある人やその家族が、いつでも必要な情報が得られるよう、ホームページからの情報発信に努めるとともに、行政手続きのオンライン申請を充実させることにより、利便性の向上を図ります。 また、障害者ICTサポートセンターとの連携により、ICT機器の基本操作等のサポートに努めます。
手話・要約筆記奉仕員等の派遣	聴覚障害者等の社会参加の支援を行うため、手話奉仕員・要約筆記奉仕員等の派遣を行うとともに、手話奉仕員の人材の育成に努めます。
生活支援サービスの充実	障害のある人の日常生活の利便性の向上と介護家族の負担軽減を目的として、配食サービスや訪問理美容等の周知と充実を図ります。
障害のある人の家族支援の充実	24時間体制で障害のある人を一時的に預かるレスパイトサービス等について、特定非営利活動法人等と連携を図りながら、介護家族の負担軽減に努めます。
精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築の検討	本市における精神障害者にも対応した地域包括システムの構築に向けて、国や県の動向に注視するとともに圏域連絡調整会議等で情報を共有し、歩調を合わせながら協議を進めます。

イ 住まいの確保への支援

事業項目	事業内容
共同生活援助事業の利用促進	障害のある人の地域での自立生活を支援するための有効な手段として、相談支援事業による適切な支援に基づき、共同生活援助事業（グループホーム）の利用促進を図ります。
施設入所支援の適切な利用	地域移行の推進が求められる中、ライフスタイルの多様化等による家庭内の介護力の低下等により、施設入所へのニーズも高いことから、相談支援事業との連携のもと、適切な利用に努めます。

ウ 生活の安定に向けた支援

事業項目	事業内容
年金・手当制度等の周知	障害年金・各種手当などにより所得保障が図られるよう、制度の周知を行います。
貸付・割引制度等の周知	社会福祉協議会が実施している貸付制度や各種税金等の控除や減免、各種公共料金等の割引制度の周知を図り、生活安定に向けた取組を行います。

(3) 予防対策と早期支援体制の充実

<現状と課題>

障害を早期に発見し適切な治療や療育を行うことは、障害の重度化を防ぐ効果が大きいと言われており、妊娠・出産期・乳幼児期・学童期・青年期・高齢期など、ライフステージに応じた課題に対応するため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携した取組が必要です。

また、豊かな人生を送るために、身体の健康とともに重要なものが、こころの健康です。こころの健康の保持増進は、個人の尊厳や生活の質を大きく左右することから健やかなこころを支える取組が必要です。

<具体的取組>

ア 疾病等の発生予防

事業項目	事業内容
母子保健対策の充実	妊娠の届出をした人には母子健康手帳を交付し、ハイリスク者の把握に努めるとともに、妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援の体制を整備し、医療機関等関係機関と連携を図り、適切な支援に努めます。 また、各種健康診査や相談等を実施し、健やかな成長発達を促すとともに不安の解消に努めます。
成人保健対策の充実	自分の健康状態を知るための各種健（検）診を実施し、受診率の向上に努めます。 また、市民自身が、健康を意識し健康管理を習慣化するための事業や主体的に取り組む健康づくりを応援する事業を実施します。
労働者の健康増進	労働者の健康の保持増進、労働災害の予防に関する啓発等について、職域保健と連携を図り、推進します。
感染症対策の整備	感染予防、発生予防、重症化予防、感染症のまん延防止等を目的に各種定期予防接種を実施し、接種率の向上を図ります。 また、新たに感染力が強く、社会的影響が大きい感染症が発生した場合には、「光市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、関係機関との連携により感染予防・感染拡大防止に努めるほか、社会活動の自粛を求められるような状況となっても、一定のサービスが継続できるよう、県や周辺市町、障害福祉サービス事業所等と連携をしてサービス提供体制の整備を進めます。

イ 早期発見・早期治療体制の充実

事業項目	事業内容
妊産婦健診の実施	妊娠中の健康管理、また、産後間もない時期の心と身体の健康状態を確認し、適切な支援につなげます。
乳幼児健康診査の実施	発達段階に応じた健康診査を実施し、未受診者への受診勧奨を行う等受診率の向上に努めます。 また、要経過観察者に対する継続的支援の実施や保護者の育児に対する不安を解消するため、関係機関と連携を図り、適切な保健指導を実施します。
成人各種健康診査の実施	医療保険者による特定健診や各種がん検診等を実施し、受診率の向上に努めます。 また、医療が必要なケースに対する適切な早期治療や自己管理が継続してできるよう、事後指導等の支援体制の充実を図ります。
歯科と口腔の健康づくりの推進	妊娠期から高齢者までライフステージに応じた歯の健康づくりを推進し、口腔衛生の意識向上と健康の維持増進に努めます。
こころの健康づくり及び自殺対策の推進	こころの健康を維持するための生活やこころの病気への対応を理解できるよう、こころの病気やストレス対応に関する正しい知識の啓発や身近な相談窓口の周知に努めます。 また、悩んでいる人に気づいて必要な支援につなぐ役割を担う「ゲートキーパー」等の人材の育成に取り組みます。

ウ 早期療育・相談支援体制の充実

事業項目	事業内容
発達支援学級（すくすく教室）の実施	1歳6か月児健診で発達の遅れ等が疑われる児童に対する支援を行うため、すくすく教室を開催し、関係機関と連携をとりながら、健やかな発達支援と早期療育の推進に努めます。
総合療育推進事業の利用推進	心身に障害のある児童等が、早期に療育サポート機関等によるサポートや医師等のフォローアップが受けられるよう、県と連携して早期発見・早期療育の推進を図ります。
心理発達相談（のびのび相談）の実施	幼児健診、発達支援学級、育児相談、保育所・幼稚園等にて言語の発達や情緒面、遊び方や行動、親子関係において気になる親子に対し、公認心理師等による相談及び心身の発達支援や育児支援の助言を行い、関係機関と連携を図りながら、健やかな発達支援、早期療育の推進に努めます。
年中児（5歳児）発達相談事業の充実	就学を控えた年中児とその保護者に対し、小児科医師、地域コーディネーター、公認心理師等が相談に応じ、関係機関と連携を図りながら、こどもの育ちを支援し、発達課題の早期発見、早期療育の推進及び適切な就学支援に努めます。
相談・指導体制の充実	育児相談や健康相談、訪問指導等、相談・指導体制の充実に努め、個々の障害の状況に応じた療育が継続されるよう、保健・療育・教育・医療等、関係機関との連携の強化及びフォロー体制の充実を図ります。

(4) 医療、リハビリテーション体制の充実

<現状と課題>

障害のある人に対する医療やリハビリテーションの充実は、病気の治療だけにとどまらず、障害の軽減を図り、障害のある人の社会的自立を促進するためには不可欠なものです。二次障害の発生予防に対応するためにも、職域、学校を含んだ保健・医療・福祉の連携を強化し、総合的な支援体制を確保するとともに、障害のある人の健康管理や医療の充実に努めることが必要です。

また、障害のある人が安心して治療を受けるためには、医療費の負担軽減が求められます。医療費の公費負担制度としては、自立支援医療の給付、特定疾病に対する公費負担制度、重度心身障害者医療費助成制度などがあり、その啓発活動に努める必要があると考えられます。

<具体的取組>

ア 地域医療体制の充実

事業項目	事業内容
医療・リハビリテーション体制の整備	障害のある人のニーズに応じた適切な医療、機能回復、維持訓練を受けることができるよう、周南健康福祉センターや健康増進課、医療機関、職域等と連携して、医療やリハビリテーション体制の充実を図るとともに、自助組織への支援やボランティアの育成に努めます。
医療的ケア児等コーディネーターの配置及び協議の場の設置	日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（医療的ケア児）が地域で安心して生活が継続できるよう、相談支援事業所等において、保健・医療・福祉・子育て・教育等を総合的に調整する医療的ケア児等コーディネーターを配置するとともに、医療的ケア児支援センターとの連携促進に努めます。 また、医療的ケア児コーディネーター及び医療的ケア児支援センターが地域自立支援協議会（相談・権利擁護部会）を通じた協議の場に参画することにより、地域課題の整理や社会資源開発等の検討につなげます。

イ 医療助成制度の充実

事業項目	事業内容
自立支援医療等の給付	障害の軽減、改善を図るとともに、経済的負担の軽減のため、育成医療や更生医療、精神通院医療の自立支援医療や療養介護医療、肢体不自由児通所医療の給付を行います。
特定疾患治療研究事業の活用	難病のうち指定難病の医療費が公費負担される制度の活用を促進します。
重度心身障害者医療費助成	重度心身障害者に対する経済的負担の軽減を図るため、各種健康保険で治療を受けた場合の自己負担金の助成を行います。

3 生活環境

「目的地にバリアフリートイレがなくて困った」、「せっかく来たのに段差があって入れない」等の物理的バリア（障壁）や「障害があることを理由に施設の利用を断られた」等の心のバリア（障壁）は、障害のある人の社会参加の促進や、ひいては共生社会の実現を阻害する大きな要因になるものです。

こうしたことから、バリアフリーやユニバーサルデザインの重要性が広く認識されるよう、国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や、県の「山口県福祉のまちづくり条例」に基づく、物理的バリアの除去と周知啓発や情報提供等による心のバリアの除去に取り組めます。

また、一般的に、社会生活において、障害のある人は障害のない人と比べて災害や犯罪の被害者となる可能性が高いと考えられています。

こうした状況を緩和するため、災害時に避難や避難所生活等が円滑に行われるよう支援体制を確立するとともに、行政や地域住民が一体となって防犯・防災対策に取り組んでいきます。

施策の方向性



- (1) 住宅・建築物のバリアフリー及びユニバーサルデザインの導入
- (2) 外出に向けた支援の充実
- (3) 安全安心の確保

(1) 住宅・建築物のバリアフリー

<現状と課題>

障害の有無にかかわらず、全ての人が地域で安心して生活するためには、あらゆる社会的障壁が取り除かれた環境が必要であり、とりわけ生活の拠点となる住環境の整備や外出先の公共的施設の整備改善が重要となります。

公共的施設の整備改善としては、これまで市と民間事業者が一体となって、市役所、コミュニティセンターや学校、病院、商業施設などの公共的施設について、スロープの設置やトイレの改善などバリアフリーに努めてきましたが、今後もより多くの施設について障害のある人に配慮した整備が必要です。

また、住環境の整備については、障害のある人の在宅生活を支援するため、住宅改造に対する支援を実施しており、その周知に努める必要があります。

<具体的取組>

ア 公共的施設・設備等の環境整備

事業項目	事業内容
公共的建築物等の整備	市役所やコミュニティセンターなど公共施設のみならず、不特定多数の人が利用する公共的施設については、「山口県福祉のまちづくり条例」等バリアフリーに係る基準に基づいた整備を促進します。特に、今後建設を予定する施設を含め、主要な公共施設については、きめ細かな環境整備に努めることとし、バリアフリートイレや障害者等専用駐車場の整備などユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。
公園の整備	公園の整備や改修に当たっては、バリアフリートイレの設置や段差解消などを順次進めます。 また、インクルーシブ遊具設置についても先進事例などを調査・研究し、誰もが遊び、くつろぐことができる空間の創造に努めます。
周知・啓発への取組	生活環境の整備には、物理的なバリアフリーとともに、さまざまな場面で、障害のある人の利用等を想定した「心遣い」、いわゆる心のバリアフリーの浸透が不可欠となります。市広報やふれあい・交流等を通じ、物理的バリアフリーと心のバリアフリー両面の啓発に努めます。

イ 住宅整備への支援

事業項目	事業内容
市営住宅の整備	市営住宅の建替えに際しては、段差の解消や要所への手摺りの設置、また緊急警報装置の常設や3階以上の住宅へのエレベーターの設置など、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点と安全対策の推進に努めます。
各種貸付制度の周知	障害のある人の日常生活における不便さを軽減するため、居宅の改修を行う場合の改修費の助成や生活福祉資金貸付制度等、生活しやすい住宅整備に向けて、制度の周知を図ります。

(2) 外出に向けた支援の充実

<現状と課題>

障害のある人が地域社会の一員として社会参加をするには、外出等に伴う身体的・精神的負担の軽減を図る必要があります。

本市では、障害のある人の移動・交通対策として、福祉タクシー助成事業やバリアフリートイレマップの周知など、外出支援のための各種事業を実施しています。今後もこれら各種制度の積極的な啓発を行い、利用を促進することが必要です。

<具体的取組>

ア 交通安全施設の整備

事業項目	事業内容
交通安全施設の整備	障害のある人の安全確保のため、段差の解消、歩道の拡張、視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）の敷設、障害者用駐車スペースの確保など、交通安全設備の促進の働きかけに努めます。

イ 移動・外出への支援

事業項目	事業内容
移動手段の確保	重度の障害のある人の移動手段を確保するため、タクシー券を交付し、タクシー料金の負担軽減を図ります。
福祉有償運送運営協議会の適切な運営	特定非営利活動法人や社会福祉法人等がサービス提供に際して行う有償運送について、福祉有償運送運営協議会による適切な利便の確保に努めるとともに、サービス提供事業者の適切な事業運営と利用する身体障害者等の移動制約者への支援を図ります。
バリアフリートイレマップの周知	障害のある人や高齢者、乳幼児等、多様な人が気軽に外出することができるよう、バリアフリートイレやオストメイト対応トイレの位置情報をホームページに掲載し、周知を図ります。

(3) 安全安心の確保

<現状と課題>

安心して暮らせる地域づくりを進める上で、防犯・防災対策、交通安全対策はきわめて重要な課題です。

障害のある人等は、災害時にはその行動等に多くの困難が伴い、また、避難生活では厳しい環境下におかれるなど、特に支援が必要となることから、平常時から障害のある人に配慮した防災対策を推進し、災害時に迅速な対応がとれる体制の整備が必要となります。

本市では、光市地域防災計画を策定し、要配慮者対策として、社会福祉施設等での安全確保に係る組織体制の整備を進めるとともに、障害のある人への支援体制の確保や防災知識の普及啓発、避難所等の生活の場の確保等、在宅の障害のある人やひとり暮らし高齢者などの防災対策を推進することとしています。

また、アンケート調査によると、「火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。」及び「家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。」の問いに対し、約3割の人が「考えたことがない」と回答しており、災害時の避難等の想定ができていない人が多いことがうかがえます。今後も引き続き、災害時要援護者把握事業の周知を図りながら、災害時の支援体制の整備等に努める必要があります。

こうした取組に加え、地域での支え合いを強化することによる、防犯体制や交通安全対策の充実が求められています。

<具体的取組>

ア 防災体制の整備

事業項目	事業内容
防災体制の確立	<p>防災関係機関と連携を図りながら、防災訓練の実施や自治会組織を中心とした地域の自主防災組織の育成などにより防災意識の高揚を図るとともに、民生委員・児童委員、関係団体等の協力・連携による緊急時連絡体制の整備に努めます。</p> <p>また、障害福祉事業所を運営する社会福祉法人等と災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定を締結する等、災害時の支援体制の整備に努めます。</p>
避難施設等の確保	<p>市広報や防災メール、出前講座等を活用し、防災意識の啓発に努めるとともに、障害のある人等に対応できる避難施設の確保や防災関係機関等に対する要援護者の情報提供、避難時の災害時要援護者に対する支援体制の強化を図ります。</p>
災害時要援護者支援体制の確立	<p>障害や障害のある人に対する市民の理解と、重度の障害のある人等、災害弱者に対する緊急時の連絡体制の整備や避難所対策など、総合的な防災体制の整備を図るため、光市地域防災計画との整合を図りながら、災害時要援護者把握事業の周知を図り、支援体制の充実を図ります。</p> <p>また、ヘルプカードや災害時識別用ベストの配布を促進するとともに、ストマ用具等の医療や介護に必要な物品の分散管理を周知することにより、避難時や避難所での安全・安心な生活の支援に努めます。</p>

イ 生活の安全の確保

事業項目	事業内容
緊急通報体制の充実	<p>重度の障害のあるひとり暮らしの人や重度の障害のある人と高齢者のみの世帯の緊急時における通報手段の確保のため、緊急通報装置の周知に努め、利用の促進を図ります。</p>
防犯対策の推進	<p>悪質商法等による障害のある人の被害を未然に防止するため、民生委員・児童委員などの協力のもと、警察署等関係機関と連携を取りながら防犯活動の積極的な推進を図るとともに、消費者教育の充実と情報提供に努めます。</p>
交通安全思想の普及	<p>警察署等関係機関と連携し、交通安全意識の高揚を図るため、正しい交通ルールの実践や点字ブロック上の放置自転車・障害物等の通行の支障となっている行為について、マナーの向上を呼びかける広報活動や交通安全対策を推進し、歩行者、障害のある人などが安全で安心できる交通環境の実現に努めます。</p>

4 雇用・就労

障害のある人が、その適性に応じて就労することは、選択の機会の確保や経済的な自立、社会貢献や社会参加の観点からとても重要です。

このため、ひとりでも多くの障害のある人が本人の適性に応じた一般就労につながるよう、公共職業安定所や障害者・就業生活支援センター等の関係機関と密接に連携を図り、本人のスキルアップや企業・事業所とのマッチングの支援強化及び就労に伴う生活面の課題に対する支援に取り組むとともに、企業や事業所に、障害者雇用について理解・協力を求めることで、雇入れ支援から職場定着支援までの一貫した支援を行います。

さらに、一般就労が困難な障害のある人に対しては、計画相談支援事業等との連携のもと、就労系サービス事業等のいわゆる福祉的就労に適切につなげます。また、生産活動等の場の確保を図るとともに、継続的な通所の支援や工賃向上、能力向上の取組に努めます。

施策の方向性



- (1) 一般就労の推進
- (2) 福祉的就労の充実支援

(1) 一般就労の推進

<現状と課題>

障害のある人に対する雇用対策については、「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づき、公共職業安定所や事業者の連携による就労相談等の実施や事業主に対する助成など、さまざまな施策が実施されています。平成28年4月には、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が定められるとともに、平成30年4月には、法定雇用率の算定基礎の対象に精神障害者が追加され、障害のある人の雇用に向けた法制度の充実が図られています。

しかしながら、障害特性や就労に伴う新たな生活面の課題の発生などにより、

障害のある人の就労は、安定的に継続できないケースが多いことが課題とされています。アンケート調査によると、障害のある人は、就労支援として、職場の上司や同僚等の障害理解や職場としての障害理解を求めているとの結果が出ており、理解促進、就労定着に対する取組の強化が求められています。

また、障害のある人自身が職業能力の開発に取り組み、仕事への適応能力を高めていくことは、雇用環境の整備や理解促進と並んで大切であることから、県の産業技術学校や民間の能力開発施設、障害者職業センター等の実施機関やコーディネイト役となる障害者就業・生活支援センター等の活用により、総合的に障害のある人の能力開発に努める必要があります。

<具体的取組>

ア 障害者の雇用促進啓発

事業項目	事業内容
障害者雇用促進啓発活動の充実	障害のある人に対する理解と雇用拡大を図るため、「障害者雇用支援月間（毎年9月）」の活用と関係機関との連携のもと、障害者雇用に関する各種支援制度の周知と雇用拡大に関する積極的な啓発活動を推進します。
事業所の雇用促進	障害のある人の雇用ニーズに対応し、障害者雇用促進法に基づく各種制度やジョブコーチ支援事業をはじめとする各種助成制度の普及啓発等により、障害のある人に対する理解と雇用の促進に努めます。 また、令和6年度からの法定雇用率の段階的な引き上げに向けた啓発に努めていきます。
関係機関との連携	就労に関するさまざまな相談や企業とのマッチング、職場への定着支援等、障害者職業センターや障害者就業・生活支援センター等と連携を図りながら、継続して支援を行います。

イ 就労に向けての育成・支援

事業項目	事業内容
情報提供の充実	障害者職業センターや公共職業安定所と連携しながら、障害のある人のための職業訓練機関等に関する情報や職業相談などの情報提供の充実に努めます。
技術習得への機会の提供	各関係機関との連携のもと、適切なコーディネイトにより適切な実施機関につなげ、障害のある人のための職業訓練等による、職業能力の開発・育成を推進します。
職場実習の推進	障害のある人が個々に持てる能力を発揮していきいきと活躍できるよう、自分に合う仕事や能力の発見や企業の障害者雇用への理解促進につながる機会として効果の大きい「職場実習」を有効活用するため、障害者就業・生活支援センターや地域自立支援協議会との連携による職場実習先の開拓や、職場実習等にかかる交通費等の助成等に取り組み、一般就労への足がかりを支援します。

就労定着への支援	<p>障害者職業センターや公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等と連携を図りながら、職場や家庭等との調整や助言等を行い、障害のある人の就労の定着を支援します。</p> <p>また、就労移行支援事業等の障害福祉サービスの利用を経て一般就労した障害者については、就労に伴う生活面の課題に対する支援を行う就労定着支援事業の利用を促進します。</p>
----------	---

(2) 福祉的就労の充実支援

<現状と課題>

一般企業での就業が困難な障害のある人に対しては、自立した生活が送れるよう、就労系サービス事業所での支援、いわゆる福祉的就労が必要となります。重度の障害のある人にとっても、就労の機会を得て、社会の一員として経済活動に参加できることは大きな喜びとなります。

就労系サービスを利用し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等の支援、就労の機会の提供や生産活動の機会の提供等、個々人のニーズに合わせた支援を行うことにより、地域における就労支援の充実を図っています。

本市では、障害のある人の経済面の自立を進めるため、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達や推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）に基づき、障害者就労施設等からの物品の調達方針を策定し、工賃向上に向けた取組を進めています。

また、福祉的就労の場としての就労系サービス事業所等の役割として、障害のある人の一般就労に向けたスキルアップの側面もあることから、各関係機関との連携のもと、一体となった支援のための体制づくりが必要と考えられます。

<具体的取組み>

ア 就労系サービスの充実

事業項目	事業内容
就労系サービス事業の利用促進 ・就労継続支援 ・就労移行支援	<p>一般就労が困難な障害のある人の日中活動や生産活動の場として重要な役割を果たす就労系サービス事業の利用促進を図るため、就労系サービス事業所や関係機関と連携し、適切なサービスにつながるよう支援に取り組みます。</p> <p>また、就労系サービス事業を通じ、就労に対する意欲や能力の向上が見られた場合は、関係機関との連携のもと、一般就労につなぐための支援に取り組みます。</p>

イ 工賃向上・意欲向上への取組

事業項目	事業内容
障害者就労施設等からの優先調達の推進	障害者優先調達推進法に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品の調達方針を定め、物品やサービスの調達を、障害者就労施設等から優先的・積極的に行うことを推進します。また、推進に当たっては、光市地域自立支援協議会との連携により作成した、就労系サービス事業所のPRシート等を活用するとともに、県の工賃向上に向けた取組と合わせて発受注の拡大に努めます。
工賃の確保と意欲の向上	福祉的就労により得た賃金を確保し、通所意欲の維持・向上を図るため、通所にかかる経費の一部を助成します。

5 教育・文化

障害のあるこどもが、住み慣れた地域で安定した地域生活及び社会生活を送るためには、それぞれの発達段階において、特に、専門的な療育や障害の特性に合った教育を受けることが重要です。そのために、教育、保健、福祉、医療、雇用等の各分野の連携によるきめ細やかな支援体制の構築を行うとともに、地域社会におけるふれあいや交流活動の場の確保を行います。こうした取組を通じて、障害の有無にかかわらず、全ての児童がともに成長できるよう、インクルーシブ教育システムの構築を目指します。

また、学齢期のみならず、それぞれのライフステージにおける、ニーズに即した学習の機会や文化・スポーツ活動の機会に積極的に参加することは、障害のある人の社会参加を促進するだけでなく、地域社会においてその人らしく生活する上で重要な役割を担っていることから、学習活動や文化・スポーツ活動への参加の促進を行います。

施策の方向性



- (1) 就学前教育・療育の充実
- (2) 学校教育の充実
- (3) 社会教育と文化・スポーツ等の充実

(1) 就学前教育・療育の充実

<現状と課題>

障害のあるこどもにとって医療・訓練と同時に保障されなければならないのが教育です。特に幼児期は人格の基礎が形成される大切な時期でもあり、就学前からの教育はとても重要です。

障害のあるこどもの早期発見、早期療育を推進するため、保健・福祉・教育の関係機関が連携し、各種の早期教育・早期療育を推進していますが、障害のあるこども及びその家族を支える支援者がネットワークを形成しながら、総合的な教育・療育支援体制の構築を引き続き推進する必要があります。

＜具体的取組＞

ア 専門的機関等との連携

事業項目	事業内容
専門的療育機関等との連携	児童発達支援センターや年中児発達相談会など、保健、福祉、教育が連携した相談しやすいシステムの再構築及び専門医や医療機関との連携強化を図り、療育体制の充実を促進します。
発達障害者支援センター等との連携	「山口県発達障害者支援センターまっぷ」など、発達障害に関わる相談・療育支援、就労支援、普及啓発を業務とする各種機関と連携し、ニーズに合わせた支援を行います。
ことばの教室との連携	幼児の健全な成長発達を促進するため、言語の発達に課題のあるこどもや保護者に対する専門的な指導や支援を行う「ことばの教室」と連携を図ります。

イ 障害児保育の充実

事業項目	事業内容
障害児保育の充実	保護者に対する就学前教育の啓発を行うとともに、幼稚園や保育所で障害のある幼児に対して、きめ細かな教育・保育を確保します。また、幼稚園や保育所での障害のある幼児の受入れを促進するとともに、研修等により教育・保育担当者の資質の向上を図ります。 また、集団生活に不安のある児童に対しては、保育所等訪問支援事業等との連携により、専門的な視点による支援に努めます。
障害児通所支援の充実	より専門的な療育を行うため、児童発達支援事業等の障害児通所支援事業の充実を図ります。 また、幼稚園・保育所及び相談支援事業者や教育機関と連携しながら一体的な支援を行います。
重度障害児保育の充実	より専門的な療育を必要とする幼児に対応するため、相談支援体制の充実を図りながら、重度心身障害児の保育の充実を図ります。
インクルーシブ遊具の設置	障害の有無にかかわらず児童が交流し、共同で学ぶことができるよう、保育所等にインクルーシブ遊具の設置を促進します。

(2) 学校教育の充実

<現状と課題>

学校教育においては、障害のあるこどもの自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活上又は学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導及び必要な支援をする特別支援教育を行っています。

本市においては、ほとんどの小・中学校に特別支援学級が設置されており、障害の種別ごとに少人数の学級で一人ひとりの特性に応じた教育を行っています。近隣市町には総合支援学校があり、障害の程度が比較的重い児童生徒を対象として専門性の高い教育が行われており、障害が重く通学が困難な児童生徒には、総合支援学校から家庭や施設、医療機関等に教員を派遣して教育を行う、いわゆる訪問教育が行われています。

また、通常の学級に在籍する発達障害やその傾向のある児童生徒をはじめ、特別な教育的支援を要する児童生徒の障害や特性に配慮した指導内容や指導方法を工夫したり、必要に応じて、市内の小・中学校に設置されている通級指導教室において、生活上又は学習上の困難を改善・克服するために特別な指導を行ったりしています。加えて、特別な教育的支援を要する児童生徒が、集団の中で生活習慣・学習習慣を身に付けることができるよう支援員を配置し、きめ細やかな指導体制の充実を図っています。

こうした取組を強化するために、全校体制による支援の充実や、個別の教育支援計画、個別の指導計画に基づく授業実践と継続的な支援の推進、教職員の専門性の向上などが求められています。

さらには、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向け、合理的配慮の実践や、交流及び共同学習の推進に努める必要があります。

＜具体的取組＞

ア 教育環境の整備

事業項目	事業内容
学校施設・設備の整備	障害のある児童生徒の受け入れのために、ユニバーサルデザインの視点により、施設・設備の改善などを進めます。 また、障害の状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備や、災害時等への対応に必要な施設・設備の整備・充実に努めます。
インクルーシブ教育システムの構築	障害のある児童生徒の自立と社会参加を目指し、合理的配慮の提供や基礎的環境の整備、全校体制による支援の充実に図り、可能な限り障害のあるこどもとないこどもとが共に学ぶ「インクルーシブ教育」に関する仕組みの構築を目指します。

イ 障害のある児童生徒の教育の充実

事業項目	事業内容
特別支援教育の充実	障害のある児童生徒を組織として支える校内の支援体制の構築や、児童生徒の障害の状態や特性を踏まえた教育内容・方法の工夫に努めます。
総合支援学校における長期家庭療養児に対する訪問教育	長期家庭療養のため、教育を受けることが困難な児童生徒に対して、総合支援学校の教員が家庭又は病院を訪問して、教育相談や学習指導等に努めます。

ウ 指導体制・内容の充実

事業項目	事業内容
教職員の専門性の向上	教職員の実践的指導力の向上のため、県教育委員会の制度を活用して、教職員の長期・短期の各種研修機会の確保に努めます。
交流及び共同学習の推進	交流及び共同学習を実現させるため、小・中学校と特別支援学校や地域が一体となった取組を積極的に推進します。
進路指導の充実	障害のある生徒の中学校卒業後の進路が、一人ひとりの障害の状態や特性に応じて保障されるよう、教育、福祉、雇用等の関係機関との連携を深め、進路指導の充実に図ります。

(3) 社会教育と文化・スポーツ等の充実

<現状と課題>

障害のある人が、生涯にわたって心ゆたかに生活するためには、地域社会において、広く学習の機会が確保されることが必要です。

そのためには、地域における社会教育の充実を図ることが重要であり、各種ボランティア等との連携はもちろん、障害のある人がボランティア活動へ積極的に参加できるような仕組みづくりなど、ともに学び合う学習活動の推進が求められています。

また、障害のある人がスポーツ、レクリエーション及び文化活動に参加することは、体力の維持増進や感性と知性の育成に大きな役割を果たすとともに、自立の促進や余暇の充実、社会参加を通じた生活の質の向上につながることから、積極的に推進していく必要があります。

<具体的取組>

ア 障害のある人の社会教育の充実

事業項目	事業内容
障害のある人の社会教育の支援	障害のある人の学習活動として、障害の特性に応じた学習内容や学習情報、学習機会を提供します。 また、各種ボランティア等と連携を取りながら、地域におけるボランティア活動への参加など社会教育活動を展開していきます。

イ 文化・スポーツ活動の促進

事業項目	事業内容
文化活動の支援	障害のある人が気軽に参加できるよう講座・教室等の充実や、開催日・開催場所等の周知に努め、多様なニーズに応じられるよう、生涯を通じた文化活動や交流活動、学習機会の確保に努めます。 また、障害のある人や障害者団体による文化活動、施設等における創作活動等について、発表の場の確保や展示機会の創出を通じて文化活動の推進に努めます。
スポーツ・レクリエーション活動への参加促進	障害のある人のニーズに応じたスポーツ、レクリエーションに関する人材の養成及び確保を推進し、障害の有無に関わらずスポーツ等を親しむことができる環境づくりに取組むとともに、全国障害者スポーツ大会への出場に対する奨励に努めます。

第4章 計画の推進と進行管理

第1節 計画の推進体制

第2節 広報・啓発活動の推進

第3節 計画の進行管理

共生社会を実現するため、各関係機関と連携を図りながら、総合的かつ計画的に本計画を推進します。

第1節 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、以下に掲げる点に配慮して行います。

1 庁内関係部局との連携

庁内関係部署との連携のもと、「第3次光市総合計画」や「第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画」等の各計画の進捗状況等の把握に努めるとともに、整合性を図りつつ、本計画を推進します。

2 関係機関との連携と協働

計画の推進に当たっては、福祉、医療、教育、雇用等多様な分野との連携が必要となります。また、国や県の動向を踏まえながら、社会福祉法人・特定非営利活動法人等、各種関係機関や団体などと相互の緊密な連携を図りつつ、協働の視点に立って、総合的に推進します。

3 地域との連携

障害のある人が地域においてその人らしく生活をするためには、地域住民の障害や障害のある人に対する理解が不可欠です。社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会等と連携・協働を図りながら、障害のある人に対する理解の促進に努めます。

第2節 広報・啓発活動の推進

さまざまな広報・啓発活動はもとより、交流・ふれあいを通じた障害のある人と障害のない人の相互の理解に向け、また、心のバリアフリーを進めるため、広報・啓発活動を推進します。

第3節 計画の進行管理

計画の着実な推進を図るため、障害のある人やその家族をはじめ、事業者や教育、雇用等のさまざまな分野で構成される、光市地域自立支援協議会において、共生社会の実現に向けた施策の取組や、実施状況の確認を行い、総合的かつ計画的に推進します。